

令和2年 第1回沼田町議会定例会 会議録

令和 2年3月11日(水)

午前10時00分 開 会

1. 出席議員

1番	鵜野 範之	議員	2番	畑地 誉	議員
3番	久保 元宏	議員	4番	高田 勲	議員
5番	篠原 暁	議員	6番	伊藤 淳	議員
7番	長野 時敏	議員	8番	上野 敏夫	議員
9番	小峯 聡	議員	10番	大沼 恒雄	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 横山 茂君 監査委員 金子 幸保君
教育長 吉田 憲司君 農業委員会長 辻 則行君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅原 秀史君	総務財政課長	前田 昌清君
産業創出課長	中野 栄治君	農業推進課長	瀧本 周三君
住民生活課長	嶋田 英樹君	建設課長	村中 博隆君
保健福祉課長	黒田 美和君	和風園園長	安念 昌典君
旭寿園園長	森田 秀幸君		

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 三浦 剛君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野 信行君 書記 沼本 次登君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議席の変更
	議長の諸般報告
	町政執行方針並びに教育行政執行方針
同意第1号	沼田町名誉町民の決定について
同意第2号	公平委員会委員の選任について
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度沼田町一般会計補正予算専決第2号)
	令和元年度沼田町一般会計補正予算について
	一般質問
議案第2号	令和元年度沼田町一般会計補正予算について
議案第3号	令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第4号	令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第5号	令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について
議案第6号	令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第7号	令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第8号	令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
議案第9号	令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
議案第10号	令和元年度沼田町水道事業会計補正予算について
	予算等審査特別委員会の設置
議案第11号	沼田町附属機関設置条例について
議案第13号	職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
議案第12号	沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第14号	沼田町企業立地促進条例の一部を改正する条例について
議案第15号	沼田町学童保育所条例の一部を改正する条例について
議案第16号	令和2年度沼田町一般会計予算について
議案第17号	令和2年度沼田町養護老人ホーム特別会計予算について
議案第18号	令和2年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計予算について
議案第19号	令和2年度沼田町高齢者グループホーム特別会計予算について

- 議案第 20 号 令和 2 年度沼田町介護保険特別会計予算について
- 議案第 21 号 令和 2 年度沼田町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第 22 号 令和 2 年度沼田町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 23 号 令和 2 年度沼田町公共下水道特別会計予算について
- 議案第 24 号 令和 2 年度沼田町水道事業会計予算について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、本日をもって招集されました、令和2年第1回沼田町議会定例会を開会します。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番鶴野議員、2番畑地議員を指名いたします。

(会期の決定)

○議長（小峯聡議長）日程第2。会期の決定を議題といたします。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。久保委員長。

(議会運営委員会報告 久保委員長登壇)

○委員長（久保元宏議員）おはようございます。令和2年第1回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る3月4日午後3時より議会運営委員会と議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、今定例会に提出された案件は、諸般報告2件、委員会報告2件、閉会中の所管事務調査の申し出1件、町政執行方針並びに教育行政執行方針2件、一般質問、町長に対して9人11件、更に、同意案件2件、専決処分の承認1件、令和元年度補正予算9件、条例の制定・改正5件、令和2年度会計予算9件、このほか、議長に提出されました陳情、請願、決議3件のうち、2件について、上程するものとして意見の一致を見たところであります。以上、付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期としては、本日11日から18日までの8日間とすることで意見の一致をみております。以上申し上げまして、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。お諮りいたします。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から18日までの8日間にいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から18日までの8日間に決しました。

(議席の変更)

○議長(小峯聡議長) 日程第3、議席の変更について、お諮りします。沼田町議会 会議規則第4条3項の規定により、5番 篠原議員の議席と、9番小峯の議席の変更を致したいと思います。

これに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、5番と9番の議席を変更することと致します。議席が変わるまで、暫時休憩と致します。

(休憩、篠原議員移動)

○議長(小峯聡議長) 再開いたします。

(諸般報告)

○議長(小峯聡議長) 日程第4、議長の諸般報告。諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書等を提出いたしましたのでご覧願います。

(町政執行方針並びに教育行政執行方針)

○議長(小峯聡議長) 日程第5、町政執行方針並びに教育行政執行方針を議題と致します。始めに町長。

(横山町長 登壇)

○町長(横山茂町長) 本日、令和2年第1回定例会を招集申し上げたところ、全議員の参加を頂き開催できます事に心から御礼を申し上げる次第であります。町政執行方針を提案するに当たり、2点申し添えさせて頂きたいと思っておりますが、9年前の本日、3月11日に発生致しました、東日本大震災によりまして多くの犠牲者が発生したことに心から哀悼の意を表する次第であります。また、去る1月28日に道内で初の感染者が発生以来、国内外で猛威をふるう新型コロナウイルスによって亡くなられた皆様に、心からご冥福をお祈り申し上げますと共に、先般鈴木知事が緊急事態宣言を発表し道民の健康と子ども達の命を守る為に感染拡大防止に向け、オール北海道で様々な対応をリード頂いていることに、感謝を申し上げますと共に本町においても発症防止に向け、2月26日付けで予防対策本部を設置の上、取り組んでいるところで、議会、町民各位におかれましても感染防止にご協力のほど、お願いを申し上げ一日も早く、終息する事をご祈念申し上げます事を添えて、早速であります。新年度の町政執行に臨む私の所信と施策の要点に関して申し上げ、議員各位並びに町民の皆さまのご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

(以下、町政執行方針を要点朗読)

○議長(小峯聡議長)次に教育長。

(吉田教育長 登壇)

○教育長(吉田憲司教育長)続きまして、教育行政報告を申し上げます。

(以下、教育行政執行方針を要点朗読)

○議長(小峯聡議長)以上で、町政執行方針並びに教育行政執行方針を終わります。

(同意案件)

○議長(小峯聡議長)日程第6。同意第1号。沼田町名誉町民の決定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(横山茂町長)はい。同意第1号。沼田町名誉町民の決定について。本町の町政振興に寄与され顕著な功績がある下記の者に対し沼田町名誉町民の称号を贈りたいから、沼田町名誉町民に関する条例第3号の規定によって、議会の同意を求めらるるものであります。提案させて頂く方は、住所が沼田町南1条5丁目6番21号、氏名は西田篤正氏、生年月日は昭和16年1月11日生まれ、79歳であります。令和2年3月11日提出、沼田町長名であります。この提案につきましては、先般2月4日に5名をもって構成する表彰審議会。代表には、沼田町商工会、吉住会長様であります。全会一致で推挙頂いたところであり、この度提案をさせて頂いたところあります。功績につきましては、略歴が別紙に添付しておりますので、ご覧頂きたいと思っておりますが提案の理由と致しましては、沼田町名誉町民に関する条例第2条に謳われておりますように、本町に20年以上住居を有し、行政、経済、社会、文化、その他各般にわたり町政の振興に対して顕著な功績があり、しかも町民が広く郷土の誇りとし、かつ深く尊敬に値すると認められた者に対して、名誉町民の称号を贈ることとされており、表彰審議会において今要件に合致する方であるとご推挙頂きましたので、本日ここに提案をさせて頂きますので、全議員のご同意を頂きますようお願いを申し上げ、沼田町名誉町民の決定についての提案とさせて頂きます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長(小峯聡議長)はい、説明が終わりました。本件は、人事案件で人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略することに決しました。本案について採決いたします。お諮り致します。同意第1号は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり同意す

ることを決しました。

(同意案件)

○議長（小峯聡議長）日程第7、同意第2号。公平委員会の委員の選任についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（横山茂町長）はい。同意第2号。公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、現公平委員会委員であります大三島茂氏の任期が令和2年3月26日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。記と致しまして、選任する方は住所が、沼田町字北竜213番地39。氏名が、堀達人氏。生年月日が、昭和30年2月8日生まれ65歳です。堀氏は、土地改良区役員、交通安全協会役員を歴任し、現在では沼田消防団第3分団、分団長としてご活躍いただいております。識見・人格とも正に適しております事から、公平委員会委員としてご提案を申し上げる次第であります。令和2年3月11日提出、沼田町長名でございます。どうぞよろしくお願いを致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略致したいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑・討論は省略することに決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

(一般議案)

○議長（小峯聡議長）日程第8。承認第1号。専決処分の承認を求めることについて、令和元年度沼田町一般会計補正予算専決第2号を議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）承認第1号。専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年3月11日提出。町長名でございます。次の頁を、お開き願いたいと思えます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって、令和元年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）を別冊のとおり専決処分する。令和2年1月21日。町長名でございます。

別冊の令和元年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）1頁をお開き願いたいと思います。

令和元年度沼田町一般会計補正予算（専決第2号）。令和元年度沼田町の一般会計の補正予算（専決第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ275万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,741万6千円と定める。2項を省略いたします。令和2年1月21日。町長名でございます。

本専決予算は、役場内事務及び画像データを保管するサーバーに不具合が発生し、早急に入れ替え更新を行う必要があることから増額補正について専決処分とさせて頂いたものです。最終頁、6頁をお開き願いたいと思います。6頁中段、歳出でございます。2款総務費1項3目OA管理費13節委託料、庁舎内ファイルサーバー構築委託料275万円の計上でございますが、役場内事務及び画像データを保管するサーバーに接続不能、処理速度の極端な低下、俗に固まるといった状態などの、サーバーとパソコンとの接続不具合が多発し、その都度庁舎内のパソコン業務を中止し、再起動により対処しておりましたが、再起動による復旧が不能となり、データの損失といった状況の恐れもあることから、機器の更新をさせて頂くための所要額を補正計上したものでございます。また、今ほどご説明申し上げました理由により、早急な対応が必要であることから、専決処分をさせて頂いたものでございます。

上段、歳入でございます。12款地方交付税1項1目地方交付税、275万円の増額補正でございますが、今ほどご説明申し上げました歳出補正の財源と致しまして、地方交付税を増額し、収支の均衡を図ったものでございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご承認のほど、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、高田議員。

○4番議員（高田勲議員）4番、高田です。専決されたんですが、年度末のいろんな政令、法令がギリギリで国会で可決されてね、年度末に専決することは良くあるんですけども、久しぶりの専決だな。きっと2年前の水害の時以来、災害復旧の時以来なのかなというふうに思います。あの時は、災害で大変だったので、こういう質問はしなかったんですけども、専決出来る場合というのは大きく4つありまして、それで、議会がもう機能しなくなっている時とか、議会がわざと議決をしない時。

1項、2項、4項、で3項に時間的余裕がない時というのがあります。きっとここに該当するんだろうなと思ってはいるんですけども、平成18年に法改正がされています。それで、専決処分が可能となる場合を緊急性を要する場合に限定して明確化された。確か人事案件か何かでいろいろ専決を起こした、どこかの町があったような気がしたんですけども、こういうふうに法改正がされています。

当該本案件は、専決処分をされたのが、1月21日火曜日であります。この辺も含めて今、総務財政課長、早急と言いましたが、緊急性という部分でどの様であったのかを再度、ご説明を賜りたいというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）はい、副町長。

○副町長（菅原秀史副町長）では私の方から、答えさせて頂きたいと思いますが、今ほど高田議員のありましたとおり、緊急性という部分では、かなり厳密に物事を考えなければ議会軽視にも繋がるような部分でもございますし、勿論その辺につきましても、私どもも十分心得ているところでございます。で、今ほど説明ありましたとおりですね、役場の全体のサーバーの関係でございまして、言うなれば町民のサービスにも直結するという部分がございまして、その中で、業者も随契というような形になりましたが、早急に見積もりを取った中でですね、進めることが必要だと、そのような判断をした中でですね、基本的に議会招集には3日前という大原則がありながら、まあ中には緊急の場合は1日前でも出来る訳ですが、今回の場合につきましてもですねサーバーが全て止まった場合、町民に大きな不利益を与えると、このような事ですね専決処分とさせて頂いたということで、ご理解願えればというふうに思っております。

○議長（小峯聡議長）よろしいですか。

○4番議員（高田勲議員）はい。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第1号は、承認する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は承認する事に決しました。ここで暫時休憩と致します。11時10分より、全員協議会を開きますので、議員の皆様は議員控え室にお集まり下さい。なお、午後の再開は、1時と致します。

11時01分 休憩

13時00分 再開

（一般質問）

○議長（小峯聡議長）再開いたします。これより、一般質問を行います。通告順に発言を許します。始めに、議席番号2番、畑地議員。消費税と適格請求書等保存方

式について質問して下さい。

○2番（畑地誉議員）2番、畑地です。今日はですね、3月11日、震災の日ですけども、消費税の話をさせて頂きたいと思います。今、確定申告がコロナウイルスの関係で1ヶ月延びたということで、今最終的には、本当であれば15日までに終わっている確定申告なんですけれども、まだちょっと延長がかかっているということで、そのことも含みおき頂きながら聞いて頂ければというふうに思っております。

私の質問はですね、消費税の、どちらかというところ消費者側ではなくて、事業者側のちょっとお話しをさせて頂きたいということに尽きるかなと思います。まずですね令和元年10月から、軽減税率を含めた消費税の改正というのがございました。で、この中では、大きな会社も小さい会社も当然私みたいな個人事業主もですね、それぞれが消費税の確定申告書を作るのに非常に苦労されております。まあ、ちょっと話をすると複雑になるんですけども、私の方で資料をですね1枚頁をめくって頂ければ、付けていた物があるんですけども、これは一般的な記帳の仕方ということと伝票の書き方のサンプルになっております。私もどうしても国税庁の指導のもとでいろいろやっているんですけども、この紙を見ただけでぱっとご理解頂ける方ってなかなかいらっしゃらないと思うんですよね。で、何が変わったかというところ、今までと違うのがその、10%と8%。さらには、軽減税率の8%と3段階で区分をなささいというのが昨年の10月からの経理方式、あるいは伝票の書き方という事になっております。

で、このことにつきましてはですね、私ども事業者としましても、例えば自分で記帳している手書きであれば書く欄も当然増えますし、仕分けも増えますし、パソコン簿記なんかも使っている方はですね、当然プログラムもあげなければいけない。業者に頼んでいる人は、業者にプログラムの発注をしなきゃいけないという事で、非常に事業主というのはレジを入れ替えたりとか補助金若干ありますけれども、非常に苦労しながら経理をしたのが去年の1年なんですよね。ここにも書いてありますように、通告にも書いてありますように、そういった勉強会でいろんな様式が変わりますよという研修会含めてですね、経理記帳指導なんかは多分沼田の町では商工会ですとか、例えば農民協くらい中心になってやってる、農業R申告会というところがありますので、そういった所でやるわけなんですけれども、非常にこう説明も増えますし、整理の仕方も増えてますという事で、事務労力が相当大変そうなんですよね、それでこれは令和5年からの話になってくるんですけども、適格請求書等保存方式というのが、今回なる予定だという事で聞いてございます。俗にインボイスというような様式なんですけれども、これをやるとどんな問題が発生するのかという事を今日ちょっと町長とお話しをさせて頂きたいなと思います。で、複雑

な経理仕分けが必要だということは、今申し上げた通りなんですけれども、例えばですね昨年度、JA北いぶきの方で、組勘の報告書。いわゆる、ここでいう適格請求書に該当するような、準規したようなものに整理されているんですけれども、様式を全部変えましてですね、8%、10%区分。それぞれ組勘で分かるようにですね、プログラムを入れ替えたという事で、相当お金も掛かってございます。で、自分達で仕分けをする時は、機械で自動的に整理をするかと思えますけれども、やっぱり手で入力を修正しているというのが現状であります。そういった事務作業の煩雑さっていうのは、多分過去に例がないほどですね、今非常に事務が煩雑になってきているというのが消費税の現状でございます。

それで、三つ、3点、端的にお聞きしたいんですけれども、まず税制改正については私は、国民の納税の義務ですから、その部分は異論は全くございませんけれども、ただあまりにもですね、複雑なこういう改正の度にですね、コストをかけ、多大な労力をかけて、非常に事務作業に追われながら申告をしているという事で、例えばですね、沼田町の住民生活課の方で確定申告を受付はしてると思うんですけれども、どのような受付状況になっているのか、取扱い件数や指導状況、そういったものがまず、お聞きしたい1点目でございます。

それから区分記載請求書等の保存方式についてはですね、これが本格導入されますと、例えば免税事業者の益税問題というのが発生してきます。益税というのは簡単に言うと、消費税というのは預かり税なものですから、消費者から預かった消費税を自分の仕入れた控除を差し引いて、国に納付するとそこから地方に分配が行くというような仕組みになっているはずなんですけれども、その預かるための、預かった消費税をですね、免税事業者といたしまして、例えば簡単に言うと1千万の課税売り上げが無い方、小さい事業主の方。これは免税ですよとって消費税を納めなくても良いという事になってございます。

ただ、この適格請求書等保存方式に移行しますと、実は問題があつてですね消費税の金額を預かったは良いけど経費で見れないという実は事業者側の問題があります。簡単に申し上げますと、私が米を作っています。1俵1万円の米を、例えば大きな商店に売りました。私が免税事業者だったら、1万800円で買って頂いても結構なんですけれども、大きな事業所は800円を消費税の仕入れ控除として見れないという事になります。まして1千万以上の大きな農家の方がいて、商店とかにお米を売った場合は、これは課税事業者としての経費はみれるという事になって。早い話がですね、消費税負けてくれないかという恐れがあるんですよ。

まあ、負けてくれというか交渉なんで、貴方は免税事業者から仕入れたんだから、その800円分負けろと言われても、これは交渉事という事もありますし、ちょっと公正取引委員会の関係もありますので、ちょっとあまり詳しくは申し上げられない

んですけども、そういった恐れがあるというのが免税業者の益税問題というふうに今、言われております。ですから例えば沼田の農産加工場とかで、トマトを中心にいろいろ作られているかと思うんですけども、町直営だと多分免税事業者だと思うんですけども、そういった中で消費税の転嫁が出来ないような請求書を出して事業所が、不利益を被らないのかどうか。それを2点目としてお聞きしたいと思います。

それから3点目はですね、これは雑ぱくに言うとはですね、今までも消費税の中では簡易課税だとか特例だとか、いろんなメニューを毎年のように出してきたのが国のやり方だったんですけども。非常に経理が複雑になってきて、申告書の書き方も非常に分かりずらくなっています。これは、納税する方としては気持ちよく納税出来ないんですよ。ですから、町でも、沼田町でも消費税、当然恩恵もありますし、税を集める側の立場としてもご意見を伺いたいんですけども、非常にこのように複雑な仕組みにしてしまった事について、もうちょっと簡素化出来ないのかという事を町長の方にもお伺い申し上げたいというふうに思いますし、国へも要望してもらいたいと思いますので、以上3点をお聞きしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）只今3点、消費税と適格請求書保存等についての質問を頂きましたが、まず1点目の税制改正によってどのような対応をされたか、あるいは取扱い件数、申告指導などの状況についてということで、税務事務につきましては、一時に集中する事によりましてですね、税理士が一層不足するという事から、税理士法の規定によって税務署から臨時の税務処理の作成許可を受けて、町民の利便を図るために取り扱いを実施をしている状況であります。具体的な取扱い件数につきましては、直近で平成29年分で239件。それから平成30年分で228件。令和元年分で現在200件ほどの取扱いをしている状況であります。

申告指導にあってはですね、町民の立場に立ち、丁寧にかつ迅速に対応し、今までですね、町民からの苦情などを受けたことは現在のところは無い状況であります。それから、税制改正にはその都度ですね、税務署から詳細な説明がなされまして、改正後の理解を深めて、税務署と緊密な連携を取りながらですね、制度の運用に誤りがないような、そんな取り組みを進めているところでありますのでご理解を頂ければというふうに思います。

それから2点目の加工場における適格請求書を発行できない事によるデメリットは無いのかという質問ですが、消費税法の規定では課税標準額に対する消費税額から控除することが出来る消費税額について定められており、当該課税標準額に対する消費税額と同額を控除する事が出来る消費税額と同額とみなすと規定されており、

納税しなければならない消費税が生じないと解する事ができます。ということで、またその納税義務免除等の規定が適応されないとの規定が定められておりますが、納税しなければならない消費税が生じていないため、そもそも納税義務免除等の規定が適応されないものと解しているところであります。

ご質問の令和5年10月1日から導入されます適格請求書等保存方式に向けての対応ですが、令和3年の10月1日から開始されます適格請求書発行事業者の登録に合わせて、沼田町として法人登録を行った上で、課税事業者登録それから適格請求書発行事業者の登録を行ってまいります。このことで、沼田町として取引した際の請求書には、適格請求書発行事業者の登録番号を記載した、適格請求書を発行する事ができると。よって沼田町として適格請求書の発行が出来るため、取引先業者あるいは原材料生産者に対しましてデメリットになることは無いというふうに考えているところであります。

それから、3点目の納税事務を簡素化するように国への要望ということですが、国では税務事務を始めとして、あらゆる手続きにマイナンバーによる情報連携を推進していて、確定申告にあってもですね現状ではマイナンバーカードとスマートフォンで確定申告が可能となっているところであります。これはその税務事務に留まらず、今後は年金や戸籍あるいは各種手当など、多様な用途での展開のための準備が進められておまして、これらの手続き等の簡素化も含めて、税務事務の簡素化についてもですね、税務署などを通じて要請していきたいというふうに考えていますので、ご理解を頂きたいと思えます。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、畑地議員。

○2番（畑地誉議員）今あの1番目の質問なんですけれども、私の意図としているところとちょっと違うので、もう一度はっきりさせたいんですが、取扱い件数についてはこれ消費税の事を聞いているんです。所得税では無いんで、ちょっと消費税の件数。あるいは指導状況を教えてほしいなという事でお聞きしました。

それと2番目なんですけれども、令和3年から登録事業者の登録が始まるというのは、お聞きしているんですが、そこに予定して法人として登録するという事であれば、多少私のデメリットと言われている部分は全く解消される部分はあると思うんですけども、今まで益税だった分。多分町の上りが少なくなってくるのかなというふうに思っていますので、まあその辺の影響がどれくらいあるものなのかなというのを分かればお聞かせ願いたいなと思えます。

それと、3番目なんですけれども、私ちょっと最初にあまりちょっと説明しなかったんですけども、これ私が出した今年の確定申告書の原本なんですけれども、これ枚数がですね、消費税だけで控え合わせて17枚なんですよ。去年まで5枚だったんですよ。それくらい去年はひどかったんですよ。これを作るためのガイドが、

先ほどの資料もそうなんですけども、ここに頁がありまして、15頁。これを見ながら作るという事で、多分ぱっと見て書ける人なんか、なかなかいないと思うんですよ。それくらい今ひどい状況になっているんですよ。で、私はですね。簡素化は当然要望してほしいんですけども、先ほど言われたマイナンバー。もう電子申告何年かな、平成17年からずっとやっていますけれども、最初増えたんですけども、みんな辞めてっているんですよ、あまりにも複雑で。これ本当の事実として私は経験上もう、いろんな人のお聞きして、マイナンバーのカードの取り扱い状況もある程度聞いた上での話なんですけども、電子化されれば楽かっていうことは一切ないですよ、ですから本来はもっと運営をきちっとして頂ければ、楽な方に楽な方に事務が整理できる方に行くんですけども、多分電子申告でぱっと出せる人ってそんなには多くないと思うんですよ。簡単な計算ならいいんですけども、事業主として出すとすれば相当これ苦労されると思います。あの、私も今年申告は2月の内にやったんですが、1日までは無いんですけども半日くらいは電子申告にかかってましたね。データを先に作っても、それくらいかかります。ぱっと送れるものではないんですよ。いろいろ確認する事項がありまして、まあそういった事も含めてですね、ちょっとお話しを申し上げさせて頂きました。まあ3番目については多分、そういう話して、私の言った意味、マイナンバーになれば、決して楽になる訳ではないという事はまずご理解頂きたいなというふうに思っておりますが、先ほどいった1番目と2番目、もう一度確認をさせて頂きたいんですけども、1番目については、件数あるいは指導状況。そして2番目についてはですね、法人登録をされるという事なんで、その時のですね、どれくらいの益税の負担が掛かるのかっていう事をお聞かせ願えればと思います。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、今ほどの再度の質問の件ですが、消費税の取扱いについての件数は今、把握しているのは1件という事です。それから、はい2点目のですね、その益税に関するその、いわゆる負担というか、その点についてはちょっと今、手元に資料が無いのでですね、改めて調べた上でご報告したいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい、畑地議員。

○2番（畑地誉議員）細かい数字は後で、お知らせ頂けるという事なんで、それで構わないかと思うんですけども、多分ですね私共で1千万くらいの課税事業者でしたら、まあ17、8万。まあ20万まではいかないくらいまでの益税の負担ということが考えられますので、まあ加工場だと多分、億だと思いますので、億単位になりますと相当それに掛け算がされて納税負担が増えるんでないかなというふうに思っていますので、まあその辺は後でお知らせ頂ければと思います。それとあの、26年にですね、一般質問で私どもの先輩議員が、ちょっと質問していたんですけど

も、その時、外税内税の議論を確かされていたのを、記憶無いかもしれませんけども、その時も米だとかトマトの関係で、消費税を明示したらいいんじゃないかという質問がありました。その時もですね、時間は掛かるけど検討するというような話で終わってたんですけども、昨年度軽減税率が出たお蔭というか、なんですけども、その事によってですね、全部外税で税抜きで明示しなければいけなくなってしまったような状況もありますので、これは蛇足かもしれませんけれども、この消費税って2年前とか、3年前から準備しないとなかなか出来ない部分がありますので、その辺、今から一生懸命動いて頂いても結構だと思いますし、あとこれ全く関係ない余談なんですけれども、今年の農業R申告会で、まとめた直近の情報がありますのでお伝えしますけれども、所得税で5500万あるいは、消費税で4500万といった1億近い納税額。あるいは農業者全体でみたらまだ法人とかいろいろありますんで、それにプラスアルファされますんで、相当な課税額になっているという事を最後に申し伝えてですね、まあこれだけ納めるためにはいろいろな苦勞があるという事を町長にも分かって頂いて、私の質問を終わりたいというふうに思っております。終わります。

○議長（小峯聡議長）はい、答弁は。

○2番（畑地誉議員）結構です。

○議長（小峯聡議長）はい。それでは議席番号4番。高田議員。介護施設の再編成が必要ではないのかについて質問して下さい。

○4番（高田勲議員）4番、高田勲であります。今日はですね、介護施設のあり方についてというか、これからについて、町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。沼田にはですね今、施設介護の拠点となる所が3ヶ所ございます。養護老人ホーム「和風園」、それから特別養護老人ホーム「旭寿園」、そして高齢者グループホームの「なごみ」が拠点となって、俗にいう施設介護がここで行われております。この他に、デイサービス等で行われている通所介護あるいは、在宅介護。これはヘルパーさんのお世話になっている訳ですが、いろいろな形でその方に合わせて、介護事業が行われている訳でございます。

お年寄りが、だんだん増えてきますのでね、これはもう当然何らかの形での需要はこれからもずっと出るんだろうなというふうに思っております。そしてそれら今、3点申し上げました施設介護の拠点はそれぞれ特別会計で成り立っている訳ですが、午前中もちょっとお話しがりましたが、今、特養の方がですね非常に厳しい状態であるという事です。あの、現年の予算ベースの数字を見てみますと、現年です。繰入金ですね、最初一般会計の繰入金と基金の繰入金で当初予算がですね、900万ちょっとだのが、今現在4,800万。この1定に提案されている補正予算でですね、4,800万。ですから、4,300万ほど、膨らんできています。一

方で、旭寿園特別養護老人ホームの収入の、まあ唯一の収入源って言ったら申し訳ないんですけども、一番大きい収入の介護サービス収入っていうやつが当初予算が、3億900万ほど見ていました。それが今定例会に出されている補正ベースで2億7,800万でございますので、ここでいくらだろう。凄い3,100万ほどの介護サービス収入の減を予算としてみてございます。ですから、さっきも説明聞いてびっくりしたんですけども、きっと68人位のベットの埋まり具合で推移したのかなって思ってたんですけども、入院者抜きで66人位のベースだったっていうのを聞いて、その割には、その割って言ったら失礼ですけども、本当に検討しているのかなっていうふうに午前中は、そういうふうに見えました。感じました。この状態を診てみますと、このままで特別会計を運営してくと。まあ今年は、いろいろ発電機買ったり、いろいろやりましたんでね、一概に言えないんですけども。きっと年間、6千万とか5千万とか、毎年穴が空いていくんだなというふうに思ってます。

通告書では、第2段落目、今年度からってなってますが、新年度ですね、新年度から沼田一般会計から多額の繰入金を投入する予定です。というのはもう、基金が枯渇してございますので、もう一般会計からお金を拠出するしかないんですけども、これも入居されてる方に不便をかけない事。それから働いて頂いているスタッフのモチベーション等を考えると、12月の定例会でも補正の時に話しましたが、私は致し方ないのかなというふうに思う。ただ、今年度提案されている金額が、あっ新年度ですね4,300万で、今提案されているところです。中身見てみますと決して、まあ利用者の利便性を、まあ前回のほたる館の話と同じなんですけども、利用者の利便性うんぬんというよりも、施設とか機材のメンテナンス。古くなった施設機材のメンテナンスとか、それから職員確保のための人件費。それから、会計年度任用職員制度による増加。これが殆どで、主なものであります。ようは、施設を運営するのに最低限必要なお金がこれだけ、施設を運営するために最低限の事をやるのに4,300万のお金が一般会計から新年度に投入される予定になってます。結局建物もですねこれ、町長の執行方針にも出てきましたけども、昭和60年の開所。確か50床だったと思います。途中で30床とショートが増床しているのかな。平成3年だったと思います。だいたい古い処だったら築35年。多分10年位前に大規模改修をやって、2億円ちょっとかかっているのかな。というふうな記憶もしてございます。

実は春からですね、監査という立場で毎月、例月でお金の出し入れを見せてもらってるんですけども、大丈夫なのかなと思いつつと今年見てました。これやばいと思ったのは、やばいというか、これ駄目だなと思ったのが、自分で思ったのが、8月のお金の出入りを見た時だったと思う。だから9月の末、これはもう全然駄目だなというふう感じたんですけども、今までも、今までも同じことをやって

いると確実に5,000万くらいのお金は毎年出てくんだらうなというふうに今思っています。申し訳ないんですけども、先だつての監査の時に、園長に、「悪い、勤務シフト表持ってきてくれ」って言って。シフト表も拝見しました。それと、職員の方はですね、凄く大変なシフトの中で、今働いてもらってます。ですから、まあ人間が働いて頂いている方が少ないからショートも受けれなくて上手くお金が回らないという悪条件もあるんですけども、このままで置いておく訳にはちょっといかないなというふうに思ってます。ただ、特別養護老人ホームと養護老人ホームとの区別はついてますけども、今はきっとかなり規制もゆるくなってね、いろんなお互いの事が、お互いにいろいろ業務の共通の部分があると思う。特養は介護3以上でなきゃ入れません。けど養護老人ホームの方は、今もこういう言い方するのかな。俗に言う沼田で言ったら、措置施設と呼ばれてました。その中でも今、介護がかなりついてる人でも入居できるという状態があるんで、少しその垣根が取れてきているんじゃないかなというふうに私は今思っています。

あの現在、入所者がほぼ満床で推移している和風園もですね、いつまでもこの状態が続くとは思わない。僕が、自分が議員になった時もう12年もなるんですけど、13年になるんですけども、多分待機者が50人とか60人の世界だったと。今多分12とかの世界でしょう。ですからそんだけ国の方の施策もそうなんだけども在宅と通所の方に振れてきて、これからの施設介護の需要っていうのが、今いち不透明で、私なんか特に分からないんですけども、やっぱりそれは施設を運営している町が、通所と在宅と施設介護の需要をちゃんとやっぱり、ある程度見極めてですね、ここの題目にあるように、介護施設、施設介護の再編成を凶らなきゃいけない時期なんじゃないかなというふうに今思ってます。

あと、毎年5千万、6千万出ていくよりもですね、1年でも早く方針を出して頂いて、町としてこうしたいというような方針を出して頂きましてそれには、施設も手直ししたりいろんな事が必要なんだろうけども、そういうふうな決断をする時が来ているんじゃないかなと思いますが、町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、町における施設介護の将来時期を予測して、町の方針を今考えるべきではないかというご質問であります。正に、庁内にですね、高齢者の住まい。いわゆる住宅。それから在宅介護サービス。介護福祉関連施設についてはですね、プロジェクトを昨年より設置しまして、現在検討も進めている。そういう状況であります。で、検討の中でですね、特養の施設。運営ですとか入所人員。あるいは施設管理について、今後の将来予測についてもですね、加味して検討している段階であります。その中で課題として、今の抑えている課題としてはですね、

1つ目には、本町の将来人口の予測からすると、10年後の65歳以上の高齢者人口については、減少するであろうと。ただ、75歳以上については微増するだろうと、ただそれ以降については高齢者人口自体が、減少に転ずる予測としています。それから2つ目の課題設定ですが、現状の本町の介護認定者数の減少と、それから特養において、ここ数年ですが、町外からの入所割合が多くなっている。いわゆる町内利用と町外利用との差が変わってきている。そういう状態となっていて、数年はこの状況が続く見込みであろうと。それから3点目にですね、先ほどもありましたが、特養の施設については、昭和60年に開設をしまして、平成21年から大規模改修3年間において工事を行っているところであります。今年で、築35年が経過をするというところであります、その構造上はその耐用年数には経過していない状況でもありますが、やはり35年前の施設ということで、老朽化が著しく、あるいは施設構造上ですね効率的な業務の追及に課題があるという部分もあるところです。4点目の課題としては、現在の介護職員については30代、40代が全体の半数を占めておりまして、年代バランスは非常に良い状況かと思いますが、ただ20代の離職率が高く、それからうちの施設でいうと男性比率も高い。そういう状況となっているところであります。そのような状況を踏まえてですね、職場環境の向上改善、あるいは中間的立場の人の指導者の育成っていうかですね、そういうものも行ないながら取り組んではいるものの、全国的に介護職員の人材不足が叫ばれている中で、今後さらに人材の確保が厳しくなる可能性がある。それと5点目にはですね、従事する介護職員の補充が当然出来なければ、入所者を受け入れる環境が整わない。あるいは介護の質の向上が進まなければ、入所者の安定した生活に繋がらない。そういう状況が仮に進んだとしたならば、他市町との施設間競争に後れを生じる。定員を満たすためのですね、入所者数。それから職員数の確保に繋がらないという、そんな状況を懸念されますので、今後の施設運営が更に厳しくなることも想定しなければいけないだろうというふうに課題として捉えているところであります。

以上の課題を踏まえてですね、近い将来には施設転移なども見直しする事も選択肢の一つとして高齢者福祉施設の総合的な検討を進めていかなければいけないだろうと、いうふうに思っています。

ただですね、特別養護老人ホーム施設については、本町の介護福祉の重要な施設であります。高齢者からの声もですね、最近の生活は施設で送りたいという。そういうニーズもございますし、お声も直接聞いてます。そういう状況からすると、高齢者が住み慣れた地域でですね、安心して暮らすためには、無くすことは出来ない。そういう施設であるというふうに私は考えています。また、養護老人ホームの現状は、ほぼ満床であるという事でも、ご質問がありましたが、待機入所者数も多くい

る状況であります。ただ、将来予測人口あるいは本来の措置施設としての意義などを踏まえてですね、同様に検討、協議も重ねており、再編成の必要性は大きいと考えておりますので、その方向性をまとめ次第ですね、改めて皆様とご協議をさせて頂きたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、高田議員。

○4番（高田勲議員）はい、議員は勝手ですから、こうやれああやれって言うだけは言うんですけど、本当に需要を予測して施設を整えるっていうのはですね、大変な事なんですね、それは良く理解しています。去年の12月の定例会で、鵜野議員がコンパクトエコタウン構想に関連してね、町長に質問されてます。この後も特養の運営の理念を聞くという事で、似たような、似たようなっていうか、まあ僕とはまた観点の違う質問をされるのでしょうか、鵜野議員も質問されますが、鵜野議員は、これ4定の議会広報のコピーなんですけども、小規模多機能の福祉施設、高齢者住宅の事についても触れられてます。それで、高齢者住宅については、その前から、前、今の期の前の議員から、なるべく早くこれ必要だねっていう意見が多々あった。それで、新年度の予算には設計予算が計上されている。

ついに第2段が始まるなっていう期待が我々もしておりますが、後この小規模多機能。それと、もう一個忘れちゃいかんのが、特養のサテライトスポット。これがコンパクトエコタウン構想の中にはあつたはず。これをですね、実現するということは、今、旭町の方に集中している老人の施設介護をですね、ある程度、例えば、介護度の高い方を病院の近く、クリニックの近くに持ってくる。高齢者住宅が出来れば、今まで通所でも手間の掛かっていた人が、今度は徒歩でいける。デイサービスまでね。そういうようなメリットもこれ当然出てくる訳でして、高齢者住宅が今やっと設計体制に本年度っていうか新年度で入りますのでね、やっぱり町長には、この後ですね、まあ小規模多機能を先にやったらいいのか、それとも特養のサテライトが良いのか、ちょっとそれはいろんなご意見があると思うんですけども、その辺を見据えてですね、見据えてっていうか、それも頭の中に入れながら先ほど言った、この再編成。どういうふうな定員の持ち方で、どういうふうな施設が沼田には望ましいのか、どういうふうな規模が良いのかっていうことをですね、現在庁舎の中で行われている、そのプロジェクトチームの方ともですね、慎重に検討しながら是非近いうちにお答えを、報告をお聞きしたいと思うんですが、その辺も含めて再度ご質問頂きたいと思います。あの、特養のサテライトの話も含めて。小規模多機能とか。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、いわゆる全体の構想、考え方について、ということですが、様々な考え方があろうかと思えます。今後、無くしてはならない高齢者福祉

施設の的確な運営の仕方。一方で、町民の皆様方が利用する、いわゆる在宅福祉等々含めてですね、その点を踏まえて、どうあるべき姿なのか、その点を現在職員と共に協議を重ねておりますので、このことについては改めて、町としての方向性を整理をした上でですね、ご提示をして皆様方と協議をし、実現出来るように進めていきたいというふうに思いますので、その点をご理解頂ければと思います。

○4番（高田勲議員）はい、おわります。

○議長（小峯聡議長）はい。続いて、議席番号1番。鵜野議員。今後の特別養護老人ホーム施設運営の理念を聞くについて質問して下さい。

○1番（鵜野範之議員）はい、議長。

○議長（小峯聡議長）鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）1番鵜野です。私の方からも、この介護施設、特別養護老人ホームの施設運営の考え方と、また一般会計と特別会計の理念について、お伺いしたいなというふうに思っております。

今ほど高田議員の方からも、この介護施設について、質問されたわけですが、だいたい気持ちは同じような質問なんですけれども、私の方からはまた、若干数字が合わない所もあるんですけれども、質問させて頂きたいなというふうに思っております。

令和元年度の、この特別養護老人ホームの会計を見ると、やっぱり大きな赤字決算になるんだろうなという事を今回のものを見て感じたわけなんですけれども、この原因の一つには、平成27年の介護報酬の減額見直しが一番大きな原因になっているのかなと、こう見させてもらってましたし、また今年度においては、大きな定員割れという事で、当初計画では76名で計画を立てながら最終的には66名。まあ今朝そういう話を聞いたんですけれども、という事でまあ10名以上の介護給付収入が減少するという事なんだろうなという事なんですよね。で、12月の定例会では、これを補うために基金からの繰り入れがされ、繰入金はその時2,340万ほどという事で、まあ1年間のこの繰入額総額が2,970万。ほぼ3,000万というような繰入がされた。でまた、今回定例においては、一般会計から1千万の繰入補正が、この後出されている訳なんですけれども、今年度一般会計から繰入総額についてでも、それを含めると1,860万という事で、まあ当初510万の事を計画していることからいうと、1,400万位は補正で繰入れたのかな。まあ、それらを合わせると、全部合わせると高田議員の方から4,800万という事だったんですけれども、それを引きますと、4千万くらいの繰入補正が1年間になされたのかなというふうにこう見させて頂いております。これについては、まあ来年に向けては、もうこれで基金が枯渇してしまい、令和2年度においては一般会計からの財政支援による予算組みという事で、非常に大変だろうなという事で、高田議員

もそういうふうに思っただけの質問だと思うし、私もそういった格好の中で質問をさせて頂いているんですけども、それで町長に質問なんですけれども、まず今年度の収入減少は想定出来なかったのかっていうよりは、多分ある程度想定出来ていたんだろうなど、俺は思うんですよ。で、この事がある程度分かりながら、当然町としては入居者の募集はしてたと思うんだけど、その対策を今年度どういうふうに行ったのか。最後はやっぱり出来ないから一般会計からの繰り入れで良いわという事ではないとは思いますが、どういう努力をされてたかという事をまず一つお聞きしたいなど。で、質問4つ出してるんですけども、まあ高田議員とダブってますので2つくらいに絞ります。

それから次に、一般会計事業との考え方についてお聞きします。それで、今年度一般会計からの繰入補正があり、令和2年度については一般会計からの財政支援による予算をとらざるを得ないという格好なんですけれども、通常特別会計事業というのは、その会計内で処理していくのが理念だと思っております。で、横山町長が考えるこの一般会計、特別会計に対する理念ていうか、考え方をきちっと聞きながら、まあ足りない時には当然やっぱり、そこから出さなきゃいけないけれども、やっぱり何でもかんでも、やっぱり最後は一般会計からっていう事ではないとは思いますが、そこら辺の考え方をお聞きしたいなというふうに思っております。

それから3つ目。まあ、私の通告書の中の4つ目については、今後のあるべき姿を聞きたいという事で、これについては先ほど高田議員の方の質問の中とダブりますので、これについては、今の話を聞いてからもう一回、確認させて頂きたいなと思います。この2点まずよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、まずは収入減少は想定出来なかったのか。そして町として、どのような対策をしたのかという事と、一般会計と特別会計の理念という事で、この点について説明をさせて頂きたいというふうに思いますが、まあ想定出来なかったのかというと、想定出来なかった訳ではなかった。この点については本当にお詫びをしなければいけないかなというふうに思います。

ただ、とにかく指を加えて何もしなかったわけではなくて、とにかく入所して頂くためのですね、努力はしてきたつもりであります。しかし、それ以上に退所者が上回ってしまったっていう事も事実であるというふうな状況であります。で、最終的には今年に入りですね、例年を上回るその、退所者が出て、最終的には70名を割ってしまったという。そういう状況となってしまった事をまずご報告をしなければいけないかというふうに思います。ここまで町としてですね、どの様な対策を取って来たのかという事ですが、当然定数を下回っていた状況ですので、待機者を確保するためのその広域的な営業ですね、管内あるいは留萌管内の病院などを含めて行っ

てきたところでもありますが、今年に入り、新型コロナウイルスのその影響によってですね、十分な営業が現在出来ていないというのが事実であります。また、別な視点でですね、介護アドバイザーの招聘事業というものにも着手をしまして、職員のその介護技術。あるいは離職を防ぐためのそのモチベーション向上を図るための取り組みについても行っているところであり、園内においてその、すまいるプロジェクトというものも立ち上げてですね、サービス向上に向けた取り組みも進めているところでもあります。合わせて、先ほどから説明もしておりますが、庁舎内に高齢者住まいるプロジェクトというものをチームを立ち上げまして、介護施設の現状と課題。それから将来の方向性についても含めて、検討をさせているところでもありますので、この点ご理解を頂ければというふうに思います。

で、一般会計と特別会計の取扱いについて、いわゆる理念の考え方についてということですが、先ほど質問にありましたように特別会計については、本来はその会計の中でやり繰りをする事が基本でありますので、その基本に則って対応しているところでもあります。しかし、今回この入所者の確保がままならなかった状況から、最終的には一般会計においてですね、政策的財政支援を行ない、経営の安定を図ったところでもあります。今後の対策としてもですね、収支改善を行う為、広域的な営業活動については当然のことながら、経費削減に努め、それから入居者の皆さまが安心して住み続けられる施設運営と何よりもこの施設を選択頂ける。そういう施設運営を進めていくよう努力してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小峯聡議長） 鶴野議員。

○1番（鶴野範之議員） まず1点目なんですけれども、これは入居者を増やすっていう事っていうのは非常に難しい部分もあるし、いろんな努力されて当然しているわけなんですけれども、これはもう園だけでは難しい問題なのかなっていうふうに思いますし、町として今後したら、この園をどういうふうにしていかなければいけないのかな。例えば民間だとか、根底にあるもの、いろいろ全てを考えながら、入居者をまずどうしたら最低限計画数字である76名という数字をクリア出来るのかっていうことが出来ないとするのであれば、いろんな方策をやっぱり考えていかなければならないのかなというふうに思っている訳なんですけれども、その事も含めて大きな枠で、どういうふうにかえ、もう一度お聞きしたいのと、それから特別会計の関係については、そうなんですけど、やっぱりそういうふうにならないようにするためにはやっぱり、個々の事業の努力も必要なんですけれども、どんどん赤字になったら一般会計から埋めていって、いいんだろかね総務課長。それだけ豊かな町なのか、考え方としてはやっぱりそこであの、そういうふうにならないように努力していかなきゃならないということも含めてあるんじゃないかなというふうに思いますし、今後多分、まあ2年度の予算。予特、予算特別委員会の中でもこれにつ

いて出てくると思うんですけども、まあ一般会計から4,300万の繰り入れがされるけれども、多分これが今年度と同じように65名前後の入居者しかいないとするんだったら、多分12月には2千万以上のまた一般会計からの繰り入れが想定されるのかなというふうに思います。もう一度、あのこの特別会計の考え方をお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、再度のご質問です。まあ行政として、どう考えていくのかということで、質問にあった民間に委託等も含めてという話もありましたが、私としてはその、もう一つの赤字の問題も含めてなんですけど、当然赤字だから一般会計上いくらでも支援をするっていう、そういう安易なものではなくて、いわゆる限られた財源ですので、より効率よく当然赤字があったとしても、より少ないその形を取る運営が出来るような。そんな環境を作るためにですね、対応していきたいというふうに思っております。いずれにしてもその、入所者を増やすことが難しいという視点ではなくて、私はこの施設に入ってみたいと思えるような、その環境を作ることが私は先決だというふうに思ってます。それには多少なりとも時間は掛かるかもしれませんが、私はこの施設を無くすことは絶対考えられないので、今後の事を考えますと、それを選択する事によって町民の、それこそ不幸というかね、そんな環境に導いてしまう。そういうふうにするので、何としてでもその定数。転院は別にして、この町に残す。その環境を最大限努力して取り組んでまいりたいという事をご理解を頂ければというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）鵜野議員。

○1番（鵜野範之議員）ええと、これで終わろうと思うんですけども、結局あの施設80名が最低、人数を減らして介護職員を減らしてでも、ある程度の金額は掛かっていく。だからどうしても75名以上の入居者がなければ、どうしてもあそこは赤字になっていくんだ。だとするんだしたら、今後どういうふうにしていかなきゃいけないのかっていう事も含めて先ほど高田議員からもいろんな提案がありましたし、今後この1年かけて議員も含めながら、いろんな議論をしながら何とか入居者にとって良い施設になるような議論をしていけたらなというふうに思いますし、この後、来年度の予算については、またそういった中で予算委員会の中で、議員それぞれの意見が出るかと思しますので、その中でまとめていけたらなというふうに思っております。私の方の質問は、これで終わらせて頂きます。以上です。

○議長（小峯聡議長）答弁はいらないですか。

○1番（鵜野範之議員）はい、いいです。

○議長（小峯聡議長）ちょっと早いですが、ここで暫時休憩をします。休憩時間は、2時5分まで休憩とします。

(一 般 質 問)

○議長（小峯聡議長） それでは再開します。議席番号6番、伊藤議員。農業の担い手対策について質問して下さい。

○6番（伊藤淳議員） 6番、伊藤でございます。よろしくお願い致します。まず、この質問をするにあたりまして、過去5年間ほどですね、一般質問の中身を見てみたんですけれども、思ってたよりですね、まあTPP関連の話はあったんですけれども、思ったよりも農業関係の質問が少ないなっていうのがまあ私の第1印象でありました。まあ、その事はですね、数年間農業の生産ですとか収入が安定していたという事などでですね、まあ農業振興対策など、まあ町の政策でのですね、一定の成果の表れなのかというふうにも感じたところであります。

私からは農業の担い手対策ということで、質問をさせていただきます。現在の沼田町では、生産意欲の高い生産者が多い事からですね、いわゆる耕作放棄地というものは無く、まあ人農地プランを介してですね、担い手への農地の集積が図られているというふうに理解してございます。沼田町のホームページを見ますと、一戸当たりの平均耕作面積は約20ヘクタール。紹介されておりますけれども、まあこれは別の統計では22ヘクタールというような数字も見ましたけれども、いくらですね生産意欲が高いと言ってもですね、6割近くの経営体が面積は現状維持。また、全体の約半数は、後継者がいないというようなアンケート調査の結果があるようにも聞いてございます。規模拡大したいという4割の方々もいらっしゃいますので、今すぐにどうこうなるということは無いかもかもしれませんけれども、おそらくですね、実際の専業生産農家数は150を切っているという段階ではないかなというふうに思いますし、10年、20年を見越した時にですね、沼田農業を支える人材がどのような推移を辿っていくのか、大変危惧するところでございます。

また、集積した農地をですね、後継者がいないことにより、手放す事になった場合、意欲ある生産者がいたとしてもですね、例えば平均面積の20ヘクタールを地域の中で消化できるのか。また、距離的な問題ですとか、圃場の条件。そういった事から、敬遠される事態も想定されるわけでありまして。その場合の受け皿の確保についても、またここでも懸念があるというふうに思っております。町長の提案されております、スマート農業研究会。労働力不足の農業者にとりましては、ICT技術を活用して、農作業の効率化、省力化が期待されることでありまして、耕作面積の維持、増加に寄与するものだというふうに思っておりますので、環境整備を進めて頂きたいというふうに思っております。また、農業振興公社に向けた、

設立に向けた取り組みにつきましては、これから準備室の開設に向け検討していくということでありますけれども、これらはですね今までのいろんな懇談の場で、議論されてきたものであり、農業振興ですとか人材の育成に大きな役割を担っていくものだというふうに考えてございます。現在、沼田町の抱える農政の課題として特に、農業後継者ですとか、新規就農者に対しての支援が重要だというふうに考えてございますので、町長の考える担い手対策の方向性について質問をさせていただきます。

1つ目に、現在の沼田町における、農業経営者の年齢構成、農家人口を踏まえ、基幹産業である農業をどのように進めていくのか。

2つ目に、現状の沼田町における土地利用型での第3者継承についてどのようにお考えなられているか。

3つ目に、新規就農者に対し国などからの支援はありますけれども、本人や研修農場の受け入れ先、関係機関が抛出しながら、研修期間内で資金を蓄える事を制度化して、認定農業者を目指した、認定新規就農者でも良いですけれども、を目指した自立支援が出来ないか。以上3点の質問を致したいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）お答えさせていただきます。まず一つ目の、農業をどの様に進めていくのかという質問の前にですね、ちょっと調べた数値。データの報告をさせていただきますと思いますが、2015年の農林業センサスと、直近2019年の農業委員会の作成頂いた資料の比較でありますけれども、センサス2015年の時点の数字では、経営主が30代以下の経営体は10%。40から50代が52%。60代以上が33%に法人が5%という状況でありました。これに対して昨年、2019年の資料では30代以下が13%。40代から50代が50%。60代以上が29%で法人が8%ということで、戸数経営体についてはですね、この間7経営体の減少があった状況であります。数字から言いますと後継者の就農、それから法人化が進んだというふうな結果が数字的には出ているものというふうに思います。

昨年5月にアンケート調査。町内ですね、農家さんに対して調査を行った。今後5年後の後継者の目途が立たっていない60代以上の経営主の方の回答の中で、今後、自身の経営について、現状維持との回答が86%。縮小が11%という事です。将来的には、9割の方が近隣の農業者等に農地を譲ることを検討していると。で、今後においても地域での農地流動化に向けた受け皿となる経営体の育成が大変重要な要素であろうという事を申し添えた上で、今後じゃあ沼田農業をどの様に進めていくのかということですが、基本的にはスマート農業の推進。それから、担い手、農業担い手の確保。農産物のブランド力の強化。そして利雪農業の推進などを行っていくという事が柱として考えているものであります。

年齢構成等の現状を踏まえると、地域の存続のためには、新規就農者。それから、65歳以降もですね、営農して頂ける経営者など、農家戸数の維持拡大が重要なポイントであろうというふうに思っています。これはいわゆる土地利用型農業に、こだわらず。小規模な経営面積。いわゆる沼田町では、下限2ヘクタールにセットされておりますが、営農が成り立つ施設園芸作物による経営体も想定した上で、考えていくべきであろうというふうに思っています。

例えばですね、新規就農者向けの営農団地を設けるだとか、あるいは施設園芸作物に特化した農業者、農地を集約するだとか、そういう事も想定をした上で、今後の沼田農業の方向性についてもですね、考えていく事も必要ではなかろうかというふうに思っています。

その様な中で経営規模あるいは作物栽培体験によって、余剰労働力が生まれ、慢性的に人手不足となっている水稻春作業。あるいは他の経営体への労働力の提供。それに伴ってその対価が新規就農者の所得確保のための制度構築など農業の担い手確保に向けた、農業振興公社の設立準備について合わせて検討を進めていきたいというふうに思っています。

それから、60代以上の後継者の目途がたっていない経営主の意向調査の中で、70%以上の方が、集落内の若い方に、農地が集積できるような施策。それと沼田町以外の若い人が移住し、農業に従事できるような仕組みが必要と回答頂いているところでもありまして、やはり地域への若い人材の必要性を強く感じている事も調査の結果の中から、見えてきているところでもあります。スマート農業の導入などについて、農作業の効率化に伴う資材、あるいは経費の減少。あるいは労働負担の軽減にも期待が高まる場所ですが、それぞれで導入されている農業機械の能力を、最大限に有効活用するためにも、地域ニーズに合ったですね、受託組織のあり方についても検討する時期ではなかろうかなというふうにも思っているところでもあります。

それから2点目、土地利用型農業における第3者継承への考え方。それから3点目の新規就農者が自立していけるような制度の構築ということで、これについては合わせて回答したいと思っておりますけども、先ほどの調査のセンサスとそれから昨年の調査時点でいいますと、2015年では平均20ヘクタール。平均経営面積が20ヘクタールでした。昨年の数値でいいますと約25ヘクタールという状況となっております。水田での平均面積が約1戸当たり20ヘクタールという状況として考えた場合、単当たり30万円という価格で考えた段階では、6千万の農地取得のための多額な資金が必要となるという事で、この事からも第3者への新規就農者への経営継承というのは非常に難しい部分がある。そんな中でですね、本町においては第3者への事業継承、経営継承の優良事例もありますので、この事を加味しますと、とかく経営継承を行って頂ける方にですね全面的な経営、あるいは栽培技術の指導。

それから継続的な労働力あるいは財政的な支援なども重要な要素であろうかなというふうな事も考えですね、今後第3者への経営継承を進める上で、新たな担い手に託すためにも、出し手受け手双方に対する支援制度。あるいは、支援体制の構築が重要であると認識をするところでもありますので、ご質問にあった新規就農者が、自立するための資金準備に繋がるような仕組みも含めて検討をしていくべきというふうに判断します。そのためにもですね、新規就農希望者の受け入れ組織の構築と、それから新規就農希望者が選択頂けるような、魅力ある沼田農業を提示できるような、そういう体制の確立を早急に進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい、私の思いをですね、町長殆ど述べて頂いたかなというような気もしてございますけれども、実際問題としてやはりその町長言われたとおりに、20ヘクタールを土地利用型として進めていくに当たり、やはりかなりの資金が必要であると、そういった事からもですね、やっぱり研修期間内だけで資金を募るっていうのは難しい状況ではありますけれども、それを一定程度ですね担保としてですね、信頼を得れるような形の中で、お互いに本人もお金を出し合いながら、拋出をしながらそういった資金を造成していくっていうのが大事なのかなというふうに思っております。

町もですね、新規就農者に対しまして家賃補助ですとか、就農支援金などの事業を行っておりますし、国の事業としては、地域おこし協力隊、最長3年間ですか、それから農業次世代人材投資資金。まあ今回は準備型ですとか経営開始型とかございますけれども、そういった研修補助や研修の支援ありますけれども、これらの補助をですね、ある意味生活資金に充ててしまっただけですね、いざ農業を始めようといった時に何も出来なくなってしまう恐れがありますので、本人研修生の意向を把握しながらですね、まあ最低限自立するために必要な資金を、基金のようなものでお互いに拋出しあいながら図っていく。そういった事では町長も進めていくよという事でございましたので、是非よろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

それからですね、特定の研修先のカリキュラム。例えば、先ほど法人組織等にですね、移行しているというようなお話もありましたけれども、これは複数化法人でやられている方っていうのは、この年度の中では少ないのかなと。ほとんどが個人経営の中での法人化に行った部分なのかなというふうに理解してございますけれども、そういった研修先といいますか、特定の研修先であれば、選択肢が狭まってしまうから、様々な農業法人ですとか、あと地域、農業、農事などですね、全町的に研修を行ないながら、地域の人ですとか、生産者と信頼関係を築いていくよ

うな、そういった人間関係を育む。そういった事がこの研修生に、沼田に対する愛着も出来るだろうし、町長の唱える関係人口の創出にも繋がっていくのではないかなというふうに思っています。そういった事ですね、すでに取り組みられていますけれども、農業振興公社につきましては、魅力ある沼田農業の提案。先ほど、いろんな事を提案していきたいと、メニューとして提案していきたいとおっしゃって下さいましたけれども、後は資金面でのサポート、住環境の整備支援ですとか、沼田町で農業を志す方達に安心して頂くためのメニューを問い合わせの段階から提案出来るように取り組んで頂きたいと思っておりますけれども、ちょっと今いろんな事を言いましたけれども、それらについて町長のご意見があればちょっと伺いたいと思っておりますがよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、いろいろと考える事がいっぱいありますし、とかく制度として支援策を充実するっていうのは当然必要な事なのかなというふうに思いますが、とかくその来てもらわなければいけない。この沼田町の農業をやってみたいという思えるような、そんな環境を私は作らなければ、なかなか人は来てもらえないのかなというのが現実の問題でありますので、そこを踏まえた上で、来て実際に立ち立出来るような、そんな環境を少しでもサポートできる。そういう体制づくりについても合わせて検討し、実施に向けて調整をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい、是非ですね、これから本当に期待を寄せる事業になっていくと思いますので、よろしくお願いしてこの質問を終わりにしたいと思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、それでは続いて、6番伊藤議員の公共施設のあり方プロジェクトについて質問して下さい。

○6番（伊藤淳議員）はい、議長。続いて、公共施設のあり方プロジェクトという事で質問させていただきます。令和元年第3回の定例会におきまして、公共施設のあり方と町づくりについて私の方から質問させていただきました。

改めて議事録も確認したところでありますけれども、今後についての取り組みについては、年度内には各施設の現状を踏まえた検討を行って、廃止を含めた今後の活用方法、優先順位を取りまとめるというような中身で町長から答弁を頂いたところがございます。この事はですね、広報誌であります、みんなの議会でも掲載してございますし、私も会合の折にですね、いろんな所で報告をさせて頂いた部分でもございます。これらの町の公共施設の考え方につきましては、町民の皆さまの関心も高いところであります。この度の定例会におきまして、町政執行方針では、公共

施設の検討につきまして、今なお検討され、その後町民や議会に示すというような内容であるというふうに私は理解したわけですが、現在の進捗状況。いつ頃公表されるのかという事で質問致しますのでよろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）第3回でのご質問があった際に、お話しした通りですね、今年度中には取りまとめをし、町民の皆様方のご意見を聞いた上で、町の方針を最終的に決めていきたいという点については、本日この場でも変わらないというふうに思っています。改めて今の進捗状況というか、ご報告をして行きたいと思いますが、公共施設の費用対効果などを考慮して、なおかつ複合化、あるいは統廃合なども含めて、施設全体の適正化を検討しているという状況であります。特に留意して検討させているのは、施設管理、それから改修費用の試算。それと譲渡を含む廃止施設の検討。それから施設改修、又は建替え計画の優先順位の検討について協議を進めているところであります。

現状の沼田町の公共施設って、どれだけあるのかという点、この場でちょっと少しだけご報告しておきますが、これは建物系です。建築系公共施設については、沼田町には174棟あります。延床面積で合計が10万2,300平米ほど所有をしているという事で、国が示している公共施設の調査の中では、同一人口規模。1万人未満の団体の平均値が人口一人当たり10.61平米だそうです。それに対して本町は、現状では35平米ほどという事で、平均規模の3倍を超えている非常に多くの施設を保有をしている状況でもありますという点も踏まえてですね、この事を踏まえて今後の施設のあり方についても現在、検討を進め改修あるいは解体の場合の費用について等も含めて検討をしている段階でありますので、この点ご報告をし、で、町民の皆様方についてご説明をする予定としていたのは、できれば今年度中に開催をしたいというふうに思っていたところですが、昨今のこの新型コロナウイルスの状況からすると、この3月にというのは非常に難しいかなというふうに思いますので、出来れば春の作業が一段落した6月には、ご説明する場を設けてまいりたいなというふうに考えておりますので、ご理解を頂ければというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい、ありがとうございます。この延べ床面積の議論は前に、金平町長の時にも何か、どこかの施設の関係の時であったのかなというふうに、私も議員では無かったですけれども、ちょっと記憶しているところではありますけれども、これらはおそらくファクトリーだとか、いろいろな所の施設も入っての面積だというふうに思っておりますので、そこら辺加味しながら聞かさせて頂きました。

6月に懇談会等を開いて頂くというふうなお話しで、まあ余りしつこくは言いま

せんけれども、ただですね今現在プロジェクトという形で職員の皆さんの中でいろんな議論がされているんだろうと思ってます。まあいくつかそのプロジェクトがあるのか分かりませんが、私も数えてはおりませんが、普通の業務をこなしながらですね、それぞれに会合を重ねるという事にですね、無理はないのか。そういった時間的余裕が無い事ですね、議論が深まらないようなことは無いのかということで、1点質問させて頂きたいという事とですね、今回の一般質問でも、コンパクトエコタウン構想から、まあ特養を含めた介護施設。それから、町長の提案された高齢者住宅の基本設計ですとか、中学校の外壁改修。そういったいろんな事を盛り込まれておりますけれども、これらの全体像。これから沼田の町としての街並みをどうしていくんだという事の全体像をですね、是非見える形に、前回その時の定例会にも言わせて頂いたんですけども、見える形にして頂きたい。まあ工事が始まっているけどもね、何が建つのか分からないという状況は少なくともあり得ないとは思いますが、まあ優先順位を鑑みながらですね、公共施設の整備と整理ですか、まあ廃止も含めた、まあ整理統合をですね。環境を整えて次世代に引き継ぐという事がやっぱり、人口や財政を考えた時に、今示すべきだというふうに考えておりますので、その点も含めて、町長に答弁をお願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）只今質問にありました、プロジェクト職員への配慮といえは良いのか、当然それぞれに業務を実施して頂いている以外のことでもありますのでね。無理をかけていないのかと言うと、無理は掛かっているかというふうに思います。

ただ、今ほどの質問にあるように、町の将来に繋がることであるというふうな事を踏まえてですね、我々が今携わり将来に繋げるその環境を作るという趣旨をご理解を頂いた上でですね、対応して頂いているというふうに思っておりますので、あまりにも負担をかけないように極力方向性は示して行きたいなというふうに思います。更に町の方針。整理整頓を図りながら、見える化すべきという事でもありますけれども、言われるとおり、町民の皆さん方が理解を頂く。その環境づくりについては、出来る限り努力をして対応してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂ければというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、伊藤議員。

○6番（伊藤淳議員）はい、以上で終わります。

○議長（小峯聡議長）それでは、議席番号5番、篠原議員。消費税による影響に町はどのように対応するのかについて質問して下さい。

○5番（篠原暁議員）はい議長。5番篠原です。私は消費税ですけども、消費者の視点から質問をさせて頂きたいなというふうに思います。昨年、ご存知のように10月に消費税が8%から10%へ引き上げられまして、その影響で国民の消費意

識が大きく落ち込み、百貨店やスーパーマーケットが閉店に追い込まれるという事態を引き起こしている地域もあるというふうに聞きます。このように消費税の増税が、国民生活に今深刻な打撃を与えているというふうに考えています。で、今回町長の方から出されました令和2年度の町政執行方針の中で、町長が消費税率の引き上げについて触れている部分があります。そこでは、「前回2014年の引き上げ時に比べ影響が小幅に留まるものの、一定の駆け込み需要と反動減が発生し、個人消費が伸び悩んでおりと、ちょっと途中省略しまして最後、更なる新型コロナウイルスの影響など日本経済のみならず世界経済への下振れリスクなど、危惧される状況にあります」というふうに記述しています。この点についてですね、今海外のメディアからも消費税の増税。この10%の増税については、大きな失敗だったんじゃないかというふうに批判の論調も多々あるんですけども、この中でちょっとこの全体としては危惧しているというトーンではあるものの影響は小幅だったというような表現から見て、ちょっと評価が甘いのではないかなというふうに感じるんですけども、で、この問題についてですね、具体的にもう少し町長のお考えをお伺いしたいと思います。

1つ目は、前回の引き上げ。消費税の引き上げ、前回時に比べて影響が小幅に留まったっていうふうに判断した根拠というのがどこにあるのかという事で、何を比較して小幅というふうに評価したのかっていう事を教えて頂きたいと思います。

2つ目は、個人消費が伸び悩むという部分で、実際に消費者の立場になりますけども、どの程度に捉えているのかっていう、もう少し具体的な数値的なものがあれば教えて頂きたいと思います。

最後に3つ目ですけども、全体として町長自身も、消費税増税のマイナスの影響については否定をしていないというふうに捉えますけども、沼田町においても商工業者とか生活弱者中心に、この消費税増税の影響っていうのは非常に多方面に生じているのではないかなというふうに考えるんですけども、その部分についてですね新年度予算の中でどのように対策をされているのか。その部分があれば、もう少し具体的にお伺いしたいなというふうに思います。以上、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、消費税増税による影響についてという事で、まず1点目の回答です。総務省発表の家計調査を用いた実質消費支出の推移によりますと、という事で、消費税、前回、前々回とありますけども、まず2019年11月時点での消費税率引き上げのマイナスの影響については、前回2014年4月程ではなく。むしろ初めて消費税が導入された1989年。それから消費税率が3%から5%に引き上げられた1997年のパターンに近い形で平均的な水準に近づいていると

いうふうに判断されるというコメントが出ているようです。その様な状況からすると、平均的な水準に追いついているものと判断するというふうに思っているところで、この状況から推察すると、初めての消費税導入時、あるいは5%にアップされた同じパターンであり、前回の引き上げに比べ、影響が小幅であろうかというふうに判断をしているところです。

それから2点目の、個人消費の伸び悩みという事で、前回は回復に8ヶ月以上要していたというふうに考えておりますが、今回は初めての消費税導入時、それから5%に増税した時と同じく、2ヶ月。あるいはから3ヶ月で、通常の水準に回復されているというふうに推察され、年代ごとによっては、年代によってはですね、誤差もありますが、全体的に新型コロナウイルスの影響を除けば、消費税増税の影響は、年末年始に購買が支出が大きく増加したこともあり、既にある程度の回復はしていたであろうというふうに考えているところであります。

それから3点目の質問であります。新年度の予算に関して、消費税増税に対する直接の支援対策については盛り込んでおりませんが、今年度においても、生活弱者対策というような事で、子育て世帯へのですね冬季暖房費の助成ですとか、あるいは高齢者への福祉灯油代金の助成など、町単独での事業によって関連支援策は講じているというふうに思っているところです。また、今後についてはですね、新型コロナウイルス関連対策として、商工業者の売り上げ減少措置に対しまして、商業活性化サポート事業において新型コロナウイルス関連対策緊急融資に係る利子補給事業に関して商工会との調整を行ないながら、今の予定では、令和2年2月25日まで遡って実施を致します。更に今後においては、中小企業特別融資貸付金事業での無利子措置、あるいは元本返済猶予期間の設定などを準備が整い次第、実施して参りたいというふうに思っております。合わせてその、新型コロナウイルス問題終息後に向けたですね。商工振興策について、商工会と連携してですね、準備して参りますと。なお、その休業を余儀なくされた方の休業補償ですとかね、国の雇用助成金制度など、緩和措置に留意した中で、民間事業者への要請等を実施して参りたいというふうな事も付け加えて回答させていただきます。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい議長。まず最初の、その消費税増税の影響に対する評価という点についてですけれども、総務省が2月7日に発表した最新の家計調査。これ町長もご覧になったんだと思うんですけれども、その中で今回、増税前の駆け込み需要と増税後の反動減の幅が、前回の8%への増税の時よりも少なかったという事があって、影響が小幅だというふうに政府も説明しているところです。まあ、町長の今のお話しでは、遡って更に導入当初や3%から5%への増税の時と似た傾向を持っているという事でしたけれども、そもそも国民の家計消費が前回、201

4年の8%への増税以降、私が見ていた統計調査等では、それ前の状態まで消費力、購買力は回復していないという分析があるのかなと思うんですけども、従って今回の増税前にあたって、駆け込み需要を喚起するほど消費力に、体力が残っていなかったっていうのもあるんじゃないかなというふうに見てます。で、先ほどの述べた総務省統計局の家計調査報告っていう最新報告ですけども、二人以上世帯の家計消費支出。昨年2019年の10月から12月の四半期を基にですね、これを年額換算して出した値が、10%増税後の2019年の年額家計消費支出について、352万円相当というふうに出されていたんですけども、前回の2013年8%に増税された時は、年額で平均362万円という値が出ています。ですから、この時と比べて消費支出については10万円落ち込んだという事が言えると思います。これは、国民の消費意欲というのはかなり落ち込んでいるというふうに見えるのかなと思っています。加えて内閣府が発表している昨年の10月から12月のGDTの速報値。先日下降修正されましたけれども、4月から9月に比べて1.8%低下して、同じペースで下落が続いた場合、年率に換算すると7.1%ということで、GDTのマイナス成長は、5半期ぶりという事なんですけれども、今日本は成長、経済成長出来ない国になってしまうのかなというふうに感じているんですけども、これが昨年12月。

○議長（小峯聡議長）篠原議員。篠原議員、間もなく46分になるので、途中ですけれども、一旦休憩させていただきます。

○5番（篠原暁議員）はい。

14時44分休憩

14時48分再開

○議長（小峯聡議長）それでは再開して下さい。

○5番（篠原暁議員）はい。それでは続けます。先ほど申し上げていたように、今日本は、非常に経済的に後退する局面になった一つの原因に、やはりこの10%の増税があったのではないかなというふうに感じています。町長の方からも、昨今。今般のコロナウィルス感染拡大の影響っていう事もありました。今回、私の質問主旨の中には入っていませんけれどもまあ、その辺の部分でも、今度12月以降、年明けからの評価については更にもっと悪くなっていくのかなというところはかなりはっきりしているというふうにも思います。それで、そういう今GDPなどを見ても、非常に経済が落ち込んでいるというところから、やはり消費税の評価、増税に対する評価というのはもう少し厳しく受け止めた方が良いのかなというふうには、感じたんですけども重ねて如何でしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい、先ほど申し上げたとおりでありますので、改めて判断をするっていう話しではなくてですね、少なくとも総務省が発表されたそういう結果のもと、私も報告をさせて頂いたので、その点についてはご理解を頂ければというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい、もうこれで最後になりますので、最後にもう一つだけお聞きしたいんですけども、今述べてきたように、私は今回のこの消費税の10%の増税については、海外のメディアが言っている様に、やはり失敗だったのかなというふうに捉えているんですけども、今こういうふうに、どんどんどん日本が大変な危機的な状況に陥っていくという事を考えれば、早急な解決策としては、消費税を、この日本経済が失速を始める前の5%に一旦戻すという事をやはり政府に求めていく事が必要なのじゃないかなというふうに感じているんですけども、この点についてはどうでしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）私個人が、消費税を下げる上げる。そんな事は、この場では判断しかねるというふうに思いますので回答は差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（小峯聡議長）篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい、ちょっと残念ですけども、町長のお気持ちが分かりましたので、以上で、この点については終わりたいと思います。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号5番、篠原議員。沼田町にも合葬墓が必要では、について質問して下さい。

○5番（篠原暁議員）それでは続きまして、二つ目の質問。沼田町にも合葬墓が必要では、という事で質問をさせて頂きたいと思います。

お墓について、親類縁者がいないなど様々な事情をお持ちの方がいて、そのお墓の承継だとか、焼骨の管理が非常に困難になって、この先とても心配だという事を、町民の方から相談を受けています。そんな方々の悩みの解決策として、合葬式の合同のお墓というのがあります。これは、ご存知の方も多いと思いますけども、血縁を超えた方々の遺骨をいっしょに埋葬する形式のお墓で、運営主体が民間とか、お寺が行っているものについては、永代供養付きのものもあつたりしますが、これらは高額な費用負担がかかるものが多い。このような必要性を抱えている方っていうのは、一人暮らしの高齢者など高額な費用負担が困難な方が多いんじゃないかなというふうに推察できます。そういう方々のために、ここ数年費用負担が少ない公設の合葬墓が増えてきています。そこで、こちらの資料なんですけども。

【篠原議員、スクリーンに「道内の公設合葬墓所在地」資料を投影する】

お手元の物は白黒ですので、こちらも合わせて見て頂ければと思いますけれども、

私が調べられた範囲では現在、道内で13の市と7つの町が合葬墓を開設していて、検討中という町が一つあります。ここに示している図の赤い部分が市で、青い部分が町ですね。金額書いてありますけども、これについては利用のために必要な手数料の金額です。殆ど最初申込みの時に払えば以後費用は掛からないというものが多いいようです。実態数として決して多いとは言えないんですけども、開設された経緯をみると、平成27年以降多く、この数年で増えてきたという印象があって、現在検討中の所もあることから、今後も増えていくというふうにも思われるんですけども、利用者の負担が数千円から3万円程度といったところですので、一番近いところが深川市で運営されている「やすらぎの丘」というのがありますけども、空知で他に岩見沢市でも開設されているんですけども、道内に開設されている合葬墓を利用できるのは、ここで、図で示している中では、八雲町と旭川市がそうなんですけども、その他の部分については、ほとんどの自治体が住所、または本籍をその町に有している方に限定されています。八雲町と旭川市では、住民以外の人でも利用が出来る。ただし、利用料が高くなっているという現状です。沼田町民でも、それら外部から申し込み可能な合葬墓を利用するっていう方法もあるかもしれないんですけども、やはり生まれ育った町で葬られたいという願いもあるんでないかなと思います。生涯にわたって沼田町で暮らしたいっていう願いは、町民の多くが持っているかなと思いますけども、お墓の心配があって町を離れていかなければならないという事になるのであれば、大変残念なことなのかなというふうに思います。今後、こういう需用というのは確実に増えていくというふうにも思えますので、沼田町でも、この合葬墓の開設を将来的に検討することは出来ないのかということで、町長の考えを伺います。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい。お墓に関する考え方というか、日本人はですね、古来から個別に埋葬して、その地上に墓標を設置するという、それぞれ死生観や供養を持って対応してきている。それぞれの家としての墓の問題について家族で十分話し合いながら、現在に至っているんだろうなというふうに思っておりますが、合葬墓については日本国民の文化。あるいは風習を維持し続けられなくなる事で、需要が高まっていくものかというふうに思いますし、都市文化でその事が起こっている事は、認識はしているつもりです。本町において、その文化や風習が維持できなくなっているという認識はまだどうなのかなというふうに思います。

合葬墓を建設する事で、家族の繋がり、あるいは地域のコミュニティーなどが良くなるというふうには思えないですし、また簡単に解決出来る問題でもないのかなというふうに思っています。墓あるいは納骨堂など、供養の仕方はそれぞれであります。家族が集い、故郷あるいは先祖への思いをはせることについて、沼田町

との絆、あるいは家族との絆を深める大切な事でもありますので、合葬墓はその絆を深めることを逆に阻害をして、希薄化する事も懸念されるのではないのでしょうか。そのことを踏まえてですね、今後、ご高齢で身寄りのない方が増えることは、否定は出来ないかと思いますが、合葬墓の建設は今、まだ私としては時期尚早なのかなというふうに思いますが如何でしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員）はい、今のお話っていうのは、私の理解では、今すぐにはやれないけれども、将来的にやる必要がないというふうに思っているものでもないというふうに理解させてもらいます。まあ、ただあの、いろいろ日本古来の文化や風習など、家族の繋がりが希薄になるのではないかというふうに町長が懸念されている部分については、まあそれは、そういうふうに考える方は当然今までのように、家族、先祖伝来のお墓を大切に守って行かれるでしょうし、ただ一方で、やっぱりその、既に家族の繋がりが、かなり危なくなっているというか、身寄りが無いと、自分が死んだら、お墓を守ってくれる人がいない。私はどうしたら良いんでしょうという、そういう相談もあったので、将来的にですね、やっぱりそういう方も沼田町に残って頂けるために実際に既にこれだけの町でやっている事例もあるので、検討して頂く余地があればという事をお願いをしたので、その辺のところを汲んで頂ければと思うんですけれども、今、時期尚早確かに、そうだと思います。すぐにやれる事ではないというふうに思っていますけど、例えば開設、それを作るにあたって、どれくらいの初期投資が必要なのかとか、そういう調査をやったりまずしていかなければならないのかなとは思いますが、それをやれば、この事を事業を取り組んでいくっていう方針になっちゃうという事であれば、なかなか難しいかなとは思いますが、何かそういうアクションを起こすという事も、なかなかこの段階では難しいのでしょうか。その辺について。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）えーと。私的にはですね、急にこういう話しが出てきたので、そのいわゆる町民の方から直接そういう話を聞いたわけでは無かったのでね、今の段階はとにかく、まだどうなのかなという部分には思っています。ただあの今後、そういう状況が多くなる。あるいは意見が出てくるとかね、そういう状況となれば、やはり考えなければならぬのかなというふうに思いますが、今の段階ではまだ着手するそういう段階ではないのかなという事でご理解を頂きたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい、篠原議員。

○5番（篠原暁議員）まあ一定程度、ご理解を頂いたというふうに考えますので以上終わりたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい、ここで暫時休憩を致します。再開を3時10分から再

開します。

15時00分休憩

15時10分再開

(一 般 質 問)

○議長（小峯聡議長） それでは再開します。議席番号8番、上野議員。高規格道路敷地の有効活用をについて、質問して下さい。

○8番（上野敏夫議員） はい。議長。

○議長（小峯聡議長） はい。上野議員。

○8番（上野敏夫議員） 8番。上野敏夫です。私は、沼田町にある高規格道路を利用した、有効活用ということで、まず質問させて頂きたいと思います。まず、先にチラシが沼田の役場にあったので、ちょっとそれをまず。

【上野議員、スクリーンに「高規格道路全線開通チラシ」の資料を映す】

これが、今、今月の28日に留萌まで全線開通するという高規格道路のパンフレットで、本当にあの、このパンフレットの中で沼田町が、沼田を通りながら留萌まで開通するというので、凄くその沼田にとっても、色んな面で恩恵が受けるんでないかなという気持ちがいっぱいです。それであの、私の質問はこの高規格道路を使った中で、沼田町の災害に利用出来ないかということで、まず、目的はそこなんですけど、沼田町の高規格道路が今から約25年前に出来て、その前に色んなそのルートの模索がされていながら、最初は233沿いに沿っていくとか、色んなことがあったんですけど、今、現実、沼田町に高規格道路が通っておりまして、この高規格道路を活用して、災害に強い町にしたら良いということで質問するんですけど、まず最初に高規格道路の沼田インターについて、ちょっと皆さんは知っている方もいるし、知らない方もいると思いますので、まず、沼田インターが出来た経緯について、それから話を質問に持っていきたいと思いますので、ちょっとお聞き下さい。

あの、沼田インターと言うのは、当時の開発とか、色んな話の中で、工業団地ということで色んな企業が誘致して、更に、一番、開発が動いたのは、企業誘致もそうですけど、食料備蓄構想とってね、沼田町の産業の農産物、上川含めた中で、高規格道路を使った中で、沼田の五ヶ山に食料備蓄構想と言う素晴らしい構想が開発を動かしたという、私も聞いておりまして、そこで、高規格道路が五ヶ山に出来た。だけど、沼田の町民として、町民が利便性良く利用出来る、更に、ここにも、質問の中にも書いてありますように、何たって災害、水害ですね。これについて利用出来るってということで、沼田の町の近くに、乗り降りが出来る高規格道路ということで、開発と話が出来ているということで聞いておりまして、その図面が。

【上野議員、スクリーンに「高規格道路の地籍図」の資料を映す】

これが沼田町にある、場所的に言いますと、沼田の日本緑化中村さんの横辺りの、これが中村緑化の敷地ですね。それでこれが田畑線ですか、田畑線があって、これ高規格道路です。今土盛りされているところです。でも、用地の買収は、色んなバイパスの関係から、将来の構想から言って、この赤いラインが既に見取用地として買収されていて、その中で幅広い道路幅が土盛りされているんです。その数字は土盛り幅の道路幅ですけど、これが今使っている道路幅が12mで、ここの幅の広い所が18m。これについては、あの、これ開発の資料なんですけど、

【上野議員、スクリーンに「高規格道路の航空写真」の資料を映す】

ちょっとピントずれてるけど、私の方でボールペンで示します。これが用地の境界線で、ここは端っこね、これが開発の用地です。こっち側も、開発用地になっている。それでここにあの、広い三角になっている、これですね、田畑線から上がって、田畑線に降りるように、こっちも下の方も広がっている用地があって、乗り降りできるような、図面が既にこう、平成14年の参考資料として私写真撮ってきたものです。このことについてあの、町長がその時、役場の職員で知っておられると思うんですけどね、この開発と沼田の町民が利便性良くする為に沼田の近くに高速道路を乗り降り出来るスペースを考えて既に土盛りから用地買収から既に終わっているということで、それを使うことによって、町民が災害の時にね、利用出来るってことで考えてほしいと思っております、これはあの、何で災害ってこと、東日本大震災も関係ありますけど、沼田町で昭和63年の水害経験で本当に私も経験して、皆さん町民が橋も通れないことで、ゴムボートでね、人を助けたり、牛を助けたり、色んな経験も私しております、あの水害が経験しているものとして、水害は本当にね、水はね川から流れてくる。沼田町は幌新太刀別川と雨竜川があるんですけど、そこにかかっている橋が決壊すると本当に孤立してしまうってことがありまして、それであの、やっぱり水というのは、川だけでなく、山だとか、色んなその蓄積されているものがいっぺんに集中してきたことによって、大水害が起きること想定すると、本当に想像のつかない水害が起きるのではないかと私思っております、そこに高規格道路っていう高さ8mのね、高さにある土盛りされている所であれば、町民が万が一の時には高規格を使った中で、避難出来るし、物流も動くって形で、ぜひこの高規格道路を使うことによって、災害に強い町にならないかなっていうことで思っております。それとあの、水害のことを言いますと、沼田町には、沼田ダムがあり、幌新ダムがあり、更には雨竜川の上には朱鞠内湖、鷹泊ダム、過去の63年には沼田ダムは放水したけど、鷹泊ダムだとか、湯内ダムは放水してなかったんですよ。もしか、水害で降水量450mm降った時なんですけどね、それがもっと雨量が多い時に、鷹泊ダムだろうが、湯内ダムだろうが、放水しなくちゃならないことが起きるかも知れないんです。その時に、私昔のその、63

年の時に、私も沼田高校に家族と避難した時に言われたのが、もしか沼田ダムでも、全部放水すると深川市まで結構水位が上がるってこと聞いたんですけど、数字は私分からないんですけど、その数字がもしか分かるのであれば、お知らせ下さい。そのことを考えて、町長、沼田のせっかく高規格道路がそばにあって、それによって、避難出来る、雨竜川、色んなこう、新太刀別川ある中で、沼田の町民が住んでいると考えた時に、避難出来るということを利用出来るのであれば、是非、用地も買収されて乗り降り出来るスペースも既にもう出来ている。出来るだけ、早急に開発と話をしな、具体的な行動を起こしてもらえないかなというのが私の質問です。町長、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、今のご質問は、いわゆる高規格道路にアクセスする環境を整えてはどうかというような質問で良いですか。はい、災害と言う風に考えた時には、やはり色んな環境を想定して対策を講じておくということがやはり理想だと思います。ですので、この場所が良いのかちょっと分からないですけどね、開発局として、そういう事も想定した上で対応出来るのかどうかという、そういう色んなものを想定した上で、ご理解を頂けるのかも分からない前提の上でですね、考えていくことは、どこでいつ起こるか分からない災害という視点からすると必要なのかなと言うふうに思いますけどもね。ただ、状況としてその、高規格道路自体のいわゆる目的と言うかですね、そういう部分については、その災害発生時に、いわゆる、一般の人を避難させる場ではなくて、いわゆる荷物をその、円滑に、都市間を運ばせるっていうかね、そういうルートとしての目的が高いと思われまますので、そういう点も踏まえた点で、なかなか難しい部分もあるかも知れませんが、その点については、検討と言うか、協議をしてみたいと言うふうには思います。

○8番（上野敏夫議員）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。上野議員。

○8番（上野敏夫議員）はい。議長。横山町長が職員の時にな、この高規格道路は災害にってことで、開発とね、話が出来ている中で、こういう土盛りがされてこういう形が出来ているってことを確認してもらいたいと思いますね。災害に使えるってことでこうゆう道路の用地と土盛りがされてるってことをね、私は考えた人方から聞いた中で、そういう開発との話が出来ているってことを聞いてますので、それに災害に使わないってことでなくて、開発の災害に使えるように沼田町に近いところに乗り降りできるところを作ろうってことで、認めて動いているっていうんですね。

その辺、町長の認識と私の認識がずれているのであればね、ちょっと開発とね、時のね記録かなんか残っていると思いますのでね。それと沼田町は本当に275のバイパスの用地も既に買収されていて、私の家も土地を買収されている1人なんで

すけどね。色んなこう、沼田町の国道の機能の関係もありますんで、是非、開発とね、沼田の町民が利便性良くてね、災害にも使えるような、安心して住んでもらえるような高規格道路の活用をね、町長あの、是非、開発とね、色んな話の中でね、進めて行ってもらいたいと思うのが私のお願いで質問に代えさせて頂きますので町長、その辺、行動して頂きたいと思います。宜しくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）いずれにしてもその避難路、あるいは救援物資の搬送路などの複数のね、利用手法として使える可能性があるのかどうかという点では、確認はしてみたいというふうに思います。

○8番（上野敏夫議員）以上です。

○議長（小峯聡議長）続いて、議席番号、7番。長野議員。町民と双方向でオール沼田の町づくりをについて質問して下さい。

○7番（長野時敏議員）はい議長。7番。長野時敏です。よろしくお願い致します。町民と双方向でオール沼田の町づくりを。コロナウィルス被害に揺れる世界の中の北海道沼田町。そして、その対応に追われる行政、町民、子どもたち。ここから先は未知のゾーンですが、危機管理の「さしすせそ」、最悪を想定して、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に進めることが試されているのではないのでしょうか。今は、コロナウィルスで自粛モードですが、必ず収束する時が来ます。私は、このような時だからこそ元通りではなく、第6次総合計画「沼田町全力宣言！」による新しいまちづくりに期待しています。

町長は執行方針の中で、三つのプロジェクト、①魅力！元気！持続可能プロジェクト、②オンリーワン！世界に発信プロジェクト、③ここで育って良かった！子ども応援プロジェクト。加えて安定的な行政運営を維持するために一定規模の人口維持が必要であり、「関係人口拡大」に向けて、緊急プロジェクトを発足し、各種事業を有機的に結び付け「オール沼田」で取り組んでいくと述べられました。

「子どもたちが誇りを持てるふるさと創造沼田町」、よく練られた素晴らしい計画だと思います。次は、いよいよ実行です。町民に読んでもらい、考えてもらい、参加してもらうことこそが真の「オール沼田」と考えます。

【長野議員、スクリーンに「双方向コミュニケーションの図」の資料を映す】

例えば、先日の沼田町防災研修です。沼田小学校を避難所に想定した講師と参加者の双方向型研修が素晴らしかった。参加者は、講師の助言の下、自らの役割を理解し、「非常時の疑似体験プラス課題克服」というお土産を持ち帰ることが出来たのではないのでしょうか。

町長の「オール沼田」が本気ならば、本気だと思いますが、説明型からワークショップなどの双方向型へと町民を巻き込み、ふるさと創造沼田町のまちづくりに活

かす時ではないでしょうか。老若男女、移住定住した「風」の人々の考えに耳を傾け、リーダーとして勇気をもって今住んでいる「土」の人々と融合させ、未来に向け舵を切って頂きたい。

コロナウイルスが去っても、人口減という国難は去りません。町民は人口減を危惧しています。双方向型の懇談会などによる町民が誇りを持てる「オール沼田」の創造をどのように考え、どのように行うか。町長の本気度を聞きたい。ご回答願います。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、本気で臨んでます。という状況で、昨年的一般質問の中でも答えたかと思えますけども、とにかくその上で聞く耳を持って、町民の意向を確認し、出来ることから取り組んでいきたいということは、私としては変わらず取り組んでいきたいというふうに思っています。で、昨年からもいろいろと、いろいろな関係団体。町内の団体との懇談会も開催をさせて頂いたりしまして、本当であれば今月もですね、何団体かとも懇談をする場を設定していたんですが、こういう状況となったので、ちょっと延期をさせて頂いてます。そういう懇談の中から出たご意向に対して、それぞれ実行もしているし、対応できるものは即対応もしている。そういう状況でありますので、この点をご理解を頂きたいなというふうに思います。今後においては、町民の皆さんへの情報提供と、それからご意見を伺う場。これについては引き続き、積極的に取り組んで参りたいというふうに思いますので、是非とも議員各位におかれましては、ご意見も踏まえながらですね、本町の課題解決に向けて、取り組んでいきたいというふうに思います。

私が思うにはですね、決して、一方向という環境を作ったわけでもありませんし、ご質問にあるように双方向という意味合いの元、町民からの意見をそれぞれに対応するっていう、その環境は、とっているつもりであります。ただ今後の事を考えますと、いわゆるその問題意識を持つ人が集うようなね、プラットフォーム的なそういう場を持つ必要性だとか、それから人と人とを繋ぐコーディネーター的人材を一人でも多く確保できるかで、いわゆる町が元気か、元気でないかっていうそんな状況になるというふうに思いますので、そこに導けるかどうかは、それこそ私のそういう思い、姿勢が重要かというように思っている。そんなことを踏まえて、今回その全力宣言という言葉も使いながらですね、町民に対してお伝えをしているところでもありますので、その点を是非ご理解を頂ければなというふうに思います。

で、問題意識をそれぞれに持ち、知恵を出し合って、課題解決に向けて出来ることは挑戦するという、そんな思いを持って、それぞれ前進をして行きたい。そうする事によってきっと、わくわくするような沼田町になってくれることを私は夢見て行政運営をしておりますので、是非ともそこにエネルギーを集中して、ご協力をお

願いをしたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。

○7番（長野時敏議員）はい、ありがとうございます。私が、何回か出た懇談会の中では、まず私が住んでいる所の町内の方の参加が少なかった。それから、参加者の方の質問などが少なかった。終わってから聞いてみますと、質問する勇気が無かった。中には堂々と発言される方もいます。黙って聞いていらっしゃる方もいます。ただ、終わってから、質問する勇気が無いんだよねっていう方がいらっしゃいました。私は、その場に来るだけでも素晴らしいと思いますが、もし来た方達が、そこで発言して聞いてもらって、自分の考えが実現するしないは、ちょっと置いておいて、そこで自分の出番があったと、そんな気持ちで帰っていくことが、また次の町づくりに繋がっていくのではないかなというふうに思います。

町長のおっしゃられる4つの中で、魅力、元気、持続、可能プロジェクト。これであれば、子育て世代。赤ちゃん世帯の方の意見。オンリーワン世界に発信プロジェクトであれば、保護者、学校の先生、学校の先生は教育長を飛び越して、なかなか意見を言いづらい部分はあると思いますが、子ども達。これは町長も、子ども達との懇談というのには聞いております。それから、女性。3番の、ここで育て良かった子ども応援プロジェクトでいけば、安心安全に空き地空き家の有効利用などからすればですね、12月の時に私はあの、空き家だとか、そのホームページの質問をさせて頂きましたけども、物件の値段が付いている家屋もありましたが、ほとんどは金額が示されていないなかったり、そういうところですね、例えば物件を売りたい方、それから買いたい方の本音ではないかと思うんです。私がここで言う、質問する事もできますけども、そういう方達の考えを吸い上げる場にもなっていくのではないかと。4つめ、加えて安定的な行政運営を維持するための関係人口拡大。これについても、商店の方。町民の方。そしてJRのシンポジウムの時の、ご意見を頂いた先生。そのお話しを聞いた町民の方の考えをまた、活かしていくだとか、いろいろな事をですね、双方向の懇談会のやり方をですね、工夫する事で横山町長ならではの、町民の声を活かす仕組みが出来るとはならないでしょうか。この辺り、町長のお考えを聞きたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）先ほども言うように、意見を述べてもらう場っていうかですね、町民の意見を聞き、聞く耳を持ち、そしてその出された意見から実行できるものは即実行するっていう、そういう姿勢はいずれにしても変わらず今後も取り組んで参りたいというふうに思いますし、町民からのその意見を聞く場、意見を述べてもらえるそういう場作りについても、引き続きいろんな場面でですね、設定をした上で取り組んで行きたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、長野議員。

○7番（長野時敏議員）ありがとうございます。たくさんの意見を聞きながら、進めていくという町長のお考えについては、私も大変心強く嬉しく思いました。最後に、ここに示したようにですね、講義型の懇談会も有効かと思うんですけども。この様な、双方向のワークショップなどの形を今後活用していくお気持ちはあるかどうか、その辺りをお聞きしたいです。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）えーと。案件によってはですね、ワークショップ形式というものは、多分必要かなと思いますので、その点は踏まえていろいろと対応策を考えていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい。

○7番（長野時敏議員）ありがとうございます。その中で、生き生きと。はい、以上で終わります。

○議長（小峯聡議長）議席番号3番。久保議員。ランドマークを看板で繋ぎ、関係人口アップ大作戦について、質問して下さい。

○3番（久保元宏議員）3番、久保です。コロナウィルスで厳しい沼田町ですが、例えば病院に行きたいと思った時に、町外の人が病院がどこにあるのか分からないというの、今沼田町の全体のレイアウトなのかなと思っております。また、夜高あんどん祭りだとかで、本部で私も嶋田課長も、よく町外の人とから聞かれるんですが、A会場はどこですかと、聞かれた時に、駅前ですよと言ったところ、実は駅が何処にあるのか分からないというのが、お答えをしょっちゅう頂きます。で、また先般去年の9月に役場の前で雪合戦。米泥棒沼田をやった時に、日曜日で天気が良かったので、いっぱいお客さんが来て頂きましたが、終わってから副町長とお話しした時に、副町長が共成の所に看板を置いたら、もしかしたらライダーの方が、バイク乗った方が雪合戦見てもらって、そこで沼田産の美味しい蕎麦を食べたりとか、焼き鳥を食べたりとか、そういう可能性もあったなど、そういうご指導も頂きました。やはり、いろんな方を巻き込むためには、ある一定の看板が必要ですし、またその看板があるという根拠というのは魅力的なイベント施設があると、それを私の言葉で言えば、ランドマークという事で提案をさせていただきます。

【久保議員、スクリーンに「沼田市街の航空写真」の資料を映す】

今回町長が午前中、施政方針を発言された時に、元気なスローガンがいっぱいありました。「魅力！活気！元気！持続可能プロジェクト」、この活気というのはやはり、沼田町に入った段階で車で見て、ああここは沼田町だなと活気が分かる。例えば、活気が分かるかどうかは別な議論として、北竜町に札幌から上がって来たら、北竜のひまわりの電気が、ライトがばあっとあって、更にしばらく行けばパークゴ

ルフ場があって温泉があって、竜の温泉があつてと、そのようにランドマークが北竜町なんだなと分かりますし、また逆の隣の秩父別でしたら、鐘のなる丘がありますし、そこでああいよいよ秩父別に入って来たんだなという感じがあるんですが、どうも今現在の我々の沼田町は、275を通過して来た時に、ああここ沼田町なんだなという事が分かるようなのが、なかなか無いような気がします。確かにホテルの街灯はあるんですが、沼田町に入ってくる多くの人達というのは、ここが沼田町だと分かりません。高規格道路で、車で降りた時、ばあつと通って湯内峠にただ抜けていくだけの、それだけの通過点にしか過ぎないんじゃないかと、途中でセイコーマートがあるので、セイコーマートで駐車をする。そこで弁当を買ったりジュースを買ったりとか、確かにお金がおります。しかし、他の商店エリアに彼らが利用するという事は、殆どございません。お土産の一つにしても、食堂のご利用にしても、なかなかありません。私はかつて提案した、高規格道路に入口を作って、道の駅を作ることによって、彼らがセイコーマートのみならず、道の駅で降りて、やま田さんなり中山さんで、蕎麦なりを食べて商店街でお金を落として頂くとか、また先般沼田町の警察の所長とも相談しましたが、今議会の常任委員会で、スクールゾーンの研究もされてます。調査してます。なかなか大徳寺の辺りがなかなか危険だよと議論も頂いていますが、例えば看板を作ってそこはスクールゾーンに集中して、子ども達は街の中を歩いてもらうとか、そういうようなことにすれば、沼田町は広い土地ですので、それも看板一つで出来るよってという事も所長が申しました。

つまり、沼田町全体のデザインをこれから町長がいくつものキャッチフレーズで進める時には、どこをランドマークとしてお考えになり、そして何処を、何処に的確な看板が必要なのかと、それが町長が目指している関係人口アップのことだと思ってます。

まず、ランドマークとは何かという事なんですが、1つ、沼田町のストーリーを物理的に保存している場所。2つ、写真を撮って、SNSなどで拡散したくなる形状や風景の魅力がある。沼田独特の物。そして3つ、そこまで、わざわざ行きたくなる場所。そしてこれらをつなぐ看板は、どのような役割を果たすかと云えば、全町で統一され、洗練され、海外の方にも理解できる。

町長の今回のスローガンの一つに、オンリーワン世界に発信プロジェクト。世界に発信というキャッチフレーズもあるんですが、その世界に発信というキャッチフレーズに合った看板が果たして沼田町にあるのかどうか。そこもお考え頂きたいし、お答え頂きたいと思います。海外の方にも理解できるデザインや言語。2つ、定期的なメンテナンスや、デザインや追加などの創造力あふれる更新が求められます。沼田町が単なる高規格道路から湯内峠に抜けていくだけの、単なる通過の町だけに

ならないように、是非関係人口アップの議論を深めるために、町長のランドマークと看板に対するお考えを示して頂きたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、私の考えを述べさせていただきます。まず、今ほど提案を受けた質問を受けたですね、まあトータルで言うと、見える化については、久保議員の質問に私も賛成をるところです。いずれにしても看板の統一性、あるいは目を引く話題性、デザインについては必要であると認識して、並行して取り組むべきものというふうに思っています。

ただその看板だけで人を呼べるかという、私は違うというふうに思っている、その点をちょっと話しておきたいなというふうに思いますが、その一番大事なのは魅力が見える化して提供する事というふうに私は考えています。ですので、それこそ話題性、あるいは独創性、独創的な発想。それから事理を掛け合わせることで、外部より必ず人を招聘する事が出来るであろうというふうに思っています。ですので、ここで言うと、いわゆるヒット商品というか、商品。商品を販売できることが一番理想なんです、人を呼ぶには。ただそれは限られた事例であって、今取り扱っている沼田町としても取り扱っている商品をちょっとした工夫、アイデアで必ず話題となって、町外からも人は呼べるのではないかなというふうに私は思っているところです。多分、視点が違う部分での回答になっているのかもしれませんが、そういう状況を踏まえた上でですね、やはり今後の事を考えますと、是非とも人を呼ぶためのアイデアを集約する場というものを、設定をした上で対策を講じていかなければいけないのかなという、そんな思いであります。その点をまず、ご回答をさせて頂いて更にご質問を頂ければというふうに思います。

（久保議員「ランドマークは？」）ランドマークの考え方は、色々あると思います。いわゆる、多分質問の主旨で言うと、うちのランドマークは何処かという質問なんでしょうか。じゃなくて。（久保議員「町長のお考えでよろしいです。」）はあ、ですので、ここがっていう物ではなくてね、少なくとも夜高会館だってランドマークである。それから、ほたるの里。あるいは、萌えの丘。ゴルフ場だってランドマークである。そういう状況を加味すると、いろんな場所についてはランドマークがある。なので、今質問があったようなランドマークを連携をさせて、いかに繋げるかっていう、その環境を今後整理をしていくべきであろうかなというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）はい、久保議員。

○3番（久保元宏議員）ランドマークに対する認識が少し薄いかなと感じましたが、看板に関するお考えは私と同じです、それを看板だけでなく、よく見える化する。そこも全く同じ意見を持たせて頂いているところです。そこがヒット商品だというのも、なるほどと私も一商人として同感するところです。

ただ、第5次総合計画を検証して、この終わった段階で、最終年度、農家、農協さんの利益が過去最高になった一方で、この5年間。商店街から商店がどんどん消滅していく。この3月にも佐々木呉服店が無くなりますし、多くの食堂がこの5年間で無くなりました。ふっと振り返っただけでも、5年前だったら2次会にあそこに行ったのに、昼休み腹減ったらあそこにカツカレー食べに行ったのにという所がこの5年間、どんどんどんどん無くなっていったこの5年間だと思います。この2つの非対称性を抜いて行くのが一つの町づくりのデザインでありますし、そこはやはり町長ならではのお仕事の一つだと思います。で、もう一つの非対称性は、今回の、今年度の幌新地区アドベンチャーの森可能性調査を根拠にして、新年度には沼田町まるごと自然体験プロジェクト事業が更に拡充されて、2,410万4千円が計上されています。ここも、ほたる館をないがしろにしようと勿論申しませんが、ほたる館に集中的にお金が投入される事によって、幌新地区と商店街地区の非対称性が生まれるのではないかと、これはどっちか1つではなくて勿論、農業も商業も、ほたる館エリアも商店街エリアも、両方ともお互いウィンウィンで繋がるべきです。ですから、それを繋がるために、町長が町づくりのデザインとして、ポイントポイントでランドマークがあって、それを看板で繋いでいく。その政策を沼田町全体のかじ取りとして是非やって頂きたい。じゃあ現在、沼田町の看板はどういう状況なのかというのを資料で示させてもらいます。

【久保議員、スクリーンに「町内の看板写真」の資料を映す】

例えば、我々の愛するほたる館の看板がありますが、錆びついてます。これもう私もほぼ毎日、1週間に1回以上は見てますが、大きな錆があって、なかなか素敵な看板なんですけど、これがメンテナンスの仕組みがどうなっているのかなっていう心配があります。また、明日萌の駅あります。あの恵比島の駅の所に向かって右側に、皆さんご存知のすずらんの時の、幸せの鐘がありますが、ここん所に行きましたら足跡がいっぱいありました。ところが同じ雪で、ロープがいっぱい引っ張らさっていて、観光客がこの鈴を鳴らす、鐘を鳴らすことが出来ませんでした。

ところが駅の前までは、綺麗に業者さんが除雪してます。これは、今年度も来年度も予算計上されると思いますが、何でそこまで綺麗に除雪しているんだったら、あと横2m、3m綺麗に除雪して、そしてその除雪の業者さんに、鐘が鳴るようにロープの周りも、ちょっとスコップで一掘りして下さいよと、一事言えばおそらく予算を増額せずにと、今ある現在の予算の中で、わかった。それなら町長私やりますよっていう業者さんは間違いなくいらっしゃると思いますし、それが町づくりの共同参画だと思います。で、この2つの事をとっても、何となく看板に対する意識はさっき高いようなお話しを申しましたのに、実はメンテナンスがされていない

んじゃないかなという気がもちます。また、病院がどこかという話しもさっき申し上げましたが、安心センターの看板。非常におしゃれですが、やはり近くまで行かなければ分からない。で、その下にあるこの看板ですが、これは車から果たしてこの小さい3つの文字が見えるのかどうか。これが看板。ユーザー、沼田町に入って来る方にとって、道外から移住交流しようという方に対して、関係人口アップの対象者に対して親切的な沼田町の入口の玄関なのかと、そして又もう一つ、ここに何が書いてあるか。おそらく村中課長だったらご存知だと思いますけど、これの看板があるのは町民会館の角です。岩寺ガソリンスタンドさんの向かい角なんですけど、そこに何て書いてあるかといえば、町民会館、幼稚園、中学校はこっちにありますよって書いてます。もうすでに、小学校は無くなっているのに、メンテナンスをされていない。先ほどの看板も、汚れてます。そして文字が見えない上に書いていある事も、実は間違った情報がそのまま。看板が大切であれば、おそらくこんな事はないでしょうし、このような事を、もうちょっと全体的に沼田町の町民の目線でも、そして町外からやって来る目線でも、ある程度考える必要があるのではないかと。で、今、数年前から役場の方で、統一のロゴで、沼田町全体をやりましょうということで、この「えがお」の文字もそうですが、旧沼田中学校は、コンピュータ打ち出しの文字でしたが、今度小中一貫連携になりましたら、そっち側方向の文字を採用してますが、これが全体で統一されているのか、もしかしたら我々議会も、冒頭で使った一般質問のこのタイトルも、その文字を使っても良いのではないかとというくらいの気持ちもあります。ところが折角、高額の投資をした、このレタリングロゴも実は使われていない。で、ランドマークの話に戻せば、例えば沼田町には美しく整備されている霊園もありますし、例えば再会の塔もあります。ここには、いろんな人の物語があります。沼田町のストーリーを繋ぐものは何かというところで、原点に戻って、そして沼田町の町民目線。先輩たちの目線で、全体像をもう一回構築して、それを看板で繋ぐという事業が、ここで1回見直す必要があるんじゃないか、それが町づくりの一つの方向ではないのか、それだけのコンテンツが沼田町に間違いなくある筈だと思います。

何故沼田町のコンテンツがバラバラなのか、おそらくそれは繋ぐという意志がどっかで薄いのではないかと、例えば再会の塔の周りには桜がいっぱい春になったら咲きます。間もなく咲きます。どうやら東京の方では、桜を見る会はやらないようですが、ここで桜を見る再会をして、そしてここにやってきた人達が沼田町の料飲店で久しぶりに団らんをすると、で、秩父別では2013年から故郷回帰同窓会開催補助金事業をやってます。深川市も、今年度から同様の事業を始めます。じゃあ沼田町はどうなのかという事で、例えば再会の塔にやってきた卒業生達がそこで、沼田町の雪なごりで乾杯をするのであればという条件をいくつか揃えたところで、事

業に補助金を出すとか、そしてその挽回で、パンフレットを配って、沼田町のトマトジュースや、川島菓子舗のお菓子を宣伝をして、皆で沼田町の町の魅力を再会してもらって、再認識して頂いて、そして還暦を過ぎた時に、もう一回沼田町に住んでみようか、その時に、旭寿園さん、和風園さんが又活きるんじゃないですか。そういうような繋ぐ町をランドマークと看板が必要ではないかなと思いますが、看板のメンテナンスの今後の状況も含めて町長の意見を伺います。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）誠に、メンテナンスもひっくるめてですね、ご指摘のあったように行き届いていない状況だったことは、お詫びを申し上げます。今、まあ提案されたように、我が町としてのですね、これからの新たな町づくりに関連する、いわゆる素材を繋ぐという、そういう意味合いでの考え方については、改めて整理をして行きたいなというふうに思いますので、また知恵あるいは、ご指導を頂きたいというふうに思います。

その中で、先ほどもちょっとありましたが、質問の中にもありますけども、商店街に対するカンフル剤は必要だというふうな質問事項も入ってました。私は、その点については、当然必要だというふうに思いますし、とにかく何をしなければいけないか、それは行政からの指示じゃなくて、やはりそれぞれに意見を集約してもらって、それに対して行政が支援をすべきことを役割分担を持ってですね、対応できればなという、そんな思いでおりますので、この街中にいかにして人を呼び込み、そして各商店をまわってもらえるような、そんな環境づくりについても是非とも、お力を頂いてですね多くの町外からの人を呼び込み、交流人口拡大に向けてご協力をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小峯聡議長）はい、久保議員。

○3番（久保元宏議員）今回の私の一般質問で、町長もランドマークの重要性と看板の効果を認識してるという事が分かりましたが、その一方で、ランドマークに対する意識が少し低いんじゃないかという事も感じました。

今、商店街はご自身の努力でやってくれという話もありましたが、私も米の商売をしているんで、ここ30年間、農家の方とおつきあいをしてる中、30年前に久保商店に米を屑米を持ってくる方というのは軽トラで、30俵、40俵持ってきて、ほとんど青いツルツルの上下を着て、そして俺は年内は屑米を食べているんだという方が多くでした。それで息子が、大学に行っているんで、社長ちょっとこれを500円高く買ってくれないかという交渉もしながら、皆の農家の生活に寄り添って、私も一町民として、生活してきたと思います。

その中で、沼田町の役場は、ファクトリーを作って頂いたりとか、直近ではスマート農業の勉強会、講習会をやっているじゃありませんか。で、じゃあ商店街には

何が必要なのかってことを今一度町長もお考えになって頂きたい。困っている時に手を差し伸べ、そしてある程度分配の公平性を担保する。そういった町づくりをして頂きたい。沼田町の街の中に看板が無いというのは、もしかしたら商店街にも看板が少ないのかもしれませんが。昔は3町内には、いっぱい看板がありましたが、どんどんどんどん無くなっています。3町内、商店街と今は言えないのかもしれませんが。そこを、街中の賑わいを創造していくのであれば、そこはやはり自助努力ではなくて、町長が指摘した私の質問状の言葉をそのまま読み上げれば、横山町長は商工業者の自らの創意工夫が必要だと言いますが、瀕死の商店街には政策のカンフル剤も必要です。その両輪が、町長の言う商店店舗維持と魅力のある商業環境を維持する事に繋がることです。この発想は、幌新地区と商店街の両方を対立させて、そのまんまシダックスを追い出して、沼田町から温泉が無くなるということの結論を私が言っているのでは勿論ありません。沼田町全体を俯瞰し、農家も商工業者も共に依属できる政策、商店街エリアとほたる館の共生。これをランドマークと看板で繋げていく、その全体像のデザインをするデザイナーとして町長に活躍して頂きたいと思うんですが最後にそれを聞いて終わりたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい。町長。

○町長（横山茂町長）はい、少なくとも自助努力で対応してほしいという、そんな話は私はしたつもりはないし、少なくとも昨年6月就任をさせて頂いた、第2回定例会に、沼田町商工業振興条例というものを提案させて頂いて、制定をさせて頂きました。とかく商工業振興に発展するであろう、繋がる事業については、町としても支援をするというふうに明確に明言をしているところです。そのことを踏まえて、是非ともこの厳しい状況の町づくりの中であるので、ご意見を賜り、そして皆さんと共にですね、今後の町づくりに繋げていくっていう、そういう環境にご協力を頂きたいなというふうに思い回答とさせていただきます。

○議長（小峯聡議長）はい、次に議席番号10番。一般行政、COVID19、新型コロナウイルス対策についての質問をして下さい。

○10番（大沼恒雄議員）はい、3月の4日に提出して1週間経つと、連日連夜コロナウイルスの関係の情報がコロコロ変わって、ちょっと古くなっている感もありますけれど、それはそれとして質問させていただきます。

ええとですね予防に関しては、沼田町新型コロナウイルス感染症予防対策本部というものを立ち上げて予防しております。これはもう第4弾が出てますから、一生懸命やっていますしやるなと思います。ただ、この中にですね、身近に発生した括弧、疑いがある場合の対応方法となっております。それはまた後ほど又、やりたいと思いますが、このCOVID19、コビット・ナインティーンですね、これは新型コロナウイルスの正式名称です。それは言っときますけども、コロナウイルス自体は

今、新がついていますけども、風邪の症状、これは全部コロナウイルスです。で、4種類あるそうです。2種類は、前にちょっと話題になったサーズとマーズということです。それで、これは今の新型コロナウイルスなんですが、最近のニュースでは2種類あると、新型コロナウイルスにも。これは拡散が二つ、なんか違うらしくて、重症化するコロナウイルスと、軽症化するコロナウイルス、重症化しないコロナウイルスって言ったらいいのかな、そういうなんか報告もなされているというように、日本に今流行しているコロナウイルスは、重症じゃないほうのコロナウイルスだというふうにもなされています。そんな中でですね、今後、これは本当は沼田町に来て頂きたくないし、発症してもらいたくない病なんですけど、もし疑いがある場合、発症した場合、どうしたらいいですかという事が、このお知らせ版に書いてあります。それと、これは課長、ご苦労されたと思うんですけども沼田町版のダイジェスト版。さっき、頂きました。ありがとうございます。で、その中でですね、もし発症した場合どうしたらいいんでしょうかね。ということが、かなりクエッションになります。その場合ですね、様々な生活形態があるという事を、ご理解して頂きたい。今この改訂版、これにはね沼田町の町民の皆さんが聞く時に、相談する時に、全て深川と北海道なんですよ、沼田町の対策本部あるけど、沼田町の対策本部に聞いて下さいということ一言も書いてないんです。それとね、もっと酷いのはね、電話でご相談が難しい方、ファックス東京なんですよ、これね予防の対策本部だから良いけれど、これがもし出た場合、患者さんが出た場合、この予防対策本部から予防が多分外れるんだと思うんです僕は。その時のシミレーションは、どうなっているんですかということが全体の質問でございます。

政府はですね、現行の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を目指した。これはもう改定されました。で、対策費に2,700億円。今回は4,300億円ということで、それと一般的に困っている企業対策支援金として1兆6千億。これは情報で入ってますけど、その辺の話はちょっと置いておきます。しかし、一番問題なのは、もし沼田町に感染者が出た場合、本町の特例措置これをどの様に考えているんですかっていうのが次の質問です。

それからですね、感染者のPCR検査。これは非常に迅速じゃないといけないと、だけれども、問い合わせ、北海道で8万3千件っていったかな、それで実際に検査に至るのは、その5%。はい、それで他の人はどうしてるかっていうと、ほとんどがたらい回し。という現状があるそうです。それで保険適用されることになって、医療機関が心配しているのは、患者さんはどこに行っても検査が出来ると思うということなんです。ところがどこに行っても検査ができない。それでまた保健所さんに連絡して下さい。保健所さんは又医療機関に連絡してください。これのね、行ったり来たりやり取りが非常に多いそうです。それでね、僕はねそれはそれで、い

いんだと思うんです。しょうがない事だから。それだけの人間もいないし、対処する人もいないんだと思うんですが、ただ本町においてですよ、そういった形で良いのか悪いのかっていう事を考えた時に、決してそれは良いことではないだろうと、だからいろんな、言いたくないけれど、感染者が出る出ない、これフィフティーフィフティーになると思います。けど、出る可能性の方が高いのかなっていうふうにも思います。今、10人の人がいて8人の人からは感染がしないという報告もされてます。で、2人の人がうつすという報告もされています。それで、密集したところ、換気の悪いところ、その3つ条件が重なるともっといっぱい出るよという報告もされてます。ただ、一方では公園だとか、そういった人の寄らない風通しの良い所では、活動してもらって結構ですとも言っているんですね。

だから、そういった意味で言えば、感染症に関するお問い合わせも、予防ばかりじゃなくて、裏にはこれ、体操の事も書いてあるけれども、こういった所で活動しても良いですよというみたいなね、もっと前向きな明るい情報も提供して頂ければなと思います。ただ、そんな中ですね、沼田厚生クリニック、PCR検査出来ないと思います。ただ、風邪の症状があった時というのかな、行きますよね。例えばね、4日間37度5分って、これ何ですかっていう話しなんです。4日間37度5分でほっときますか。たいがい自分ちの子どもでも何でもそうですけど、37度5分も熱出たらね、すぐ病院に行きますよ。4日間ほっとかないで。だけどそれが沼田厚生クリニックに仮に連れて行った時に分かんないんですよ。風邪か風邪でないか。で、その中でじゃあ今、どうでしょうって言ったら、この間、内閣府で安倍首相が言っているんですけども、簡易キット。これは国が入れて、PCR検査をいっぱい出来るって言っているんですけど。こういった、検査キット。これを本町が導入する気持ちがあるのかどうかという事を合わせてお尋ねしたいと思います。色々言ったけど4点か5点あると思いますのでお願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい。本当に毎日がですね、気が休まらない。そんな状況であって、大沼議員から言われるように、いつどこで発症するか分からないということで、本当に私も気が気でない。そんな状況で過ごしているところです。

先ほど、受診の目安というものでチラシをお配りしたところで、いわゆる一般的な物じゃなくてもっと踏み込んだ形で、対応しなければいけないのかなっていうふうには私としても思います。ただ現状としては、なかなか保健所、我々としてはその保健所が窓口でございまして、そこからの情報を得た上で対応していかなければいけないというそんな状況である事は、まずご理解を頂きたいなというふうに思います。で、最悪というかですね、本当に感染者が出た場合。どういうふうになるのかというふうに、その点についてはですね、それぞれ様々な事例で、多分いろん

なパターンが出てくるので、なかなか全部が全部想定を出来る状況ではないということかと思っております。で、今は、発症しない事が一番理想であるけれども、仮に発症した時に、なんといってもその施設を運営している以上ですね、そちらをやはり緊急的に、そちらの方で発症したとした場合の対応策については、それぞれマニュアルを作成しながらですね、道なりあるいは他の施設等の情報。それから、よその事例っていうかですね、発症した事例なども踏まえて協議を重ねている段階であります。

あと本町での、クリニックでの対応ですが状況としては、医療機関として感染予防に対応頂いており、感染が疑わしいと医師が判断した場合には、直接保健所に連絡をして指示を仰ぐようになっておるんですが、その受診時にですね、患者本人が熱があり、あるいは感染者との接触があったなどの申し出があれば、車などで待機して頂くなどして、クリニック内には入室は遠慮頂く旨の周知をさせて頂いています。で、その風邪の症状等で、接触などの申し出が無い場合、感染対策室。いわゆる院内ですね、感染対策室で医師がマスク手袋着用の上で診察を行った上、インフルエンザの検査を実施をし、診察して感染が疑われるような場合は保健所に連絡をして指示を仰ぐという、そんな体制で確認をとっているところであります。現在のところ感染が疑わしい事例は、今のところありません。

先ほど言うように、感染者が発生となった場合ですね、これについては本当にその色々な事例を想定しなければいけないというふうに思いますので、改めて他の事例あるいは国、北海道からですね、情報提供をもらいながら対応策については、十二分練っていきたいということで、現在までに5回の予防対策本部を設置をした上で、様々な対策について講じている段階であることをご理解を頂きたいというふうに思います。

あと検査、PCR検査ですね、これにつきましては、いわゆる3月6日から、民間医療機関。いわゆる保険適用。民間でも、というふうなイメージでありますけども、基本的にはその検査をする体制が整えられるかどうかというふうに言われているようです。ですので、いわゆる専門的な知見を持たれた方がいなければ、なかなか対応が出来ないという状況でありますので、当クリニックでの検査体制というのはちょっと難しいのかなというふうに今現在は思っています。以上です。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）患者さんが発生した時、クリニックに行って、お医者さんが保健所に連絡してくれるんですか。それは本人が連絡するんですか。医者が連絡してくれるんですね。そしてお医者さんが連絡してくれて、そこで色々体制をとってくれる。それは絶対間違いはない。ですね、はい。わかりました。

町長あの、シミレーションが大変だというのは分かるんだけど今ね、沼田の高

齢化率というのは43%って言われていますよね。正確には43.2かな。その中で、ご夫婦でいる方もいれば、一人でいる方もいれば、ご家族といらっしゃる方もいるんですね。それで、例えば発症した時に、一人者だったらどうするんですか。夫婦だったらどうするんですか。ご家族いらっしゃる方だったらどうするんですか。そういった問題出てきますよね。それから一人親家庭。お母さんだったら子どもどうするんですか。逆の場合もあるかと思えます。だから、そういった形をシミュレーションしておく必要は絶対あると思うんですよ。新型だから、このウィルスに関しては誰も耐性持ってないんですよ。これが、終息するものなのか、嫌な言葉でパンデミック、世界流行するものなのか、これもフィフティーフィフティーです。で、物凄く前向きに考えると、コロナウイルスだから暖かくなったら終息しますって言っているんですよ。だけど、暖かい地域でも爆発的に広がっているんですよ。そうすると、暖かくなったら終息するっていうのもこれもフィフティーフィフティーになってくる。全部フィフティーフィフティーなんです。半々なんです。で、その場合ですね、こういう緊急事態の時こそ、自治体が最悪の事を考えてシミュレーションして、対処できるようにしていかないと、なんないんじゃないですかという事を言いたいですけども町長はその点、どう思っていますかっていう事をお尋ねします。だから全て、そういったシミュレーション大変ですよ。まあ方策もやってる、5回なんだっけ対策会議もやってる。それは色々分かります。だけれども、それが行政の例えば沼田町民の皆さんを守る行政の、僕は形だと思うんですけれど、町長の辺踏まえて、もう一度ご答弁お願い致します。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）今質問にあるように、最悪の想定を、というより本当にあった場合ですね、そのことを踏まえてシミュレーション、体制づくりについては想定はして考えてきているつもりです。ただ、先ほどその伝わり方が悪かったのか、その施設だけを想定してっていう、そういうものではなくて、いわゆる一般町民の方もひっくるめてですね、あるいは会社なのか、高齢者なのか、子どもさんなのか、学校なのか、そういう諸々の想定を踏まえた上で、やはり考えていかなければいけないというそんな思いでおりますので、そのことを踏まえて対応策を十二分に練っていきたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい、大沼議員。

○10番（大沼恒雄議員）思いは分かりました。そしたら本町の特例措置、これはどのように考えていくかという事は、町長の頭の中にも今後の対応で、いろいろ考えていく事で良いと思います。それと、和風園とか旭寿園とかこれもやっぱりちゃんと対応を考えていかないと、ダイヤモンドプリンセスみたいに籠城すれば良いという話しにはならなくなると思うので、その辺も十分に感染者疑わしい人がい

る場合も含めて、やっぱり現実的にシミュレーションして、対処していく必要があると思います。それとですね、もう一つやはりね、コロナウイルスの相談窓口ちゃんと沼田に持って下さいよ。分かる、分からないじゃなくて良いと思うんです。分からない情報は分からない。分かる情報は分かる。だけれど、やっぱり一人で住んでるお年寄り、それから自分に不安のあるお年寄り。いざっていう時に、どうしたら良いかっていうことはね、やはり沼田町のね、保健福祉課になるのかな。の皆さんがやっぱり、親身になって対応してあげないと駄目だと思いますよ。

それと、ヘルパーさんですか、ヘルパーさんも今、あんまり人がいない中で、社協だって大変だと思いますよ、こういった人達、それから消防、消防職員って感染したらどうするんですかっていう、やっぱりねここら辺全て考えて、これからの行動をとるべきだと私は思います。

まあ、そんな中でですね、実は先ほど言ったPCR検査。これは今、杏林製薬さんで出されていて、あまり高い物でもないんですよ。これは、安倍首相が、これを入れて各自治体に配るって言った検査機です。だから、それは大したしないっていったってね1千万くらいするんですけども、1千万くらいはするんだけど、ただね物の比べ方したら悪いかもしれないけど、いつ起きるか分からない災害にトイレに1千600万掛けました。今、出て来たら困る、この新型コロナウイルス対策のPCR検査に1千万で、もし出来るんだとしたら、どちらが安いか高いかって判断は、あるのかなって僕はします。それで、沼田の町民の皆さんの健康を守れて、不安を払しょく出来るんなら、あんまり高い物でもないのかな。ただ、これ単費で買えって言っている訳では無いですよ。国が買いたいなって、安倍首相が言っているから、それに対して沼田、これに対して1台下さいって。うちで少し出しても良いからっていうくらいの気持ちで、なったらどうですかっていう事をお伝えしたいんですけども、一般のPCR検査、2～3時間かかるそうです。この検査だと、長くて40分が出るらしいです。だから、そういった事を含めると、今の新型コロナウイルス対策に対して、沼田町は感染者は出ていないけれども、うちの町は、このCOVID19に対して、対処していきますよ。優しい町ですよ。これは一つのアピールにもなるかと僕は思うんですけど、まあアピールに使って良いかは別にしてね、そういう考え方も含めて町長如何でしょうか。

○議長（小峯聡議長）はい、町長。

○町長（横山茂町長）はい。色々のご意見ありがとうございます。いずれにしてもその、最悪のシナリオを想定した上で、しっかりと準備を進めておきたいというふうには思いますし、先ほどのあった相談窓口。これについても、町民に周知をするチラシ等もひっくるめて、改めて周知はしたいと考えていきたいと思っています。

○議長（小峯聡議長）はい、以上で一般質問を終了致します。ここで暫時休憩致し

ます。休憩時間は、4時半までと致します。

16時20分休憩

16時30分再開

(議 案 審 議)

○議長（小峯聡議長）それでは再開します。日程第10、議案第2号、令和元年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第2号、令和元年度沼田町一般会計補正予算について、令和元年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年3月11日提出、町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町一般会計補正予算第9号1頁をお開き願いたいと思います。

令和元年度沼田町一般会計補正予算第9号、令和元年度沼田町の一般会計の補正予算第9号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、5千56万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,685万4千円と定める。2項を省略致します。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。令和2年3月11日提出、町長名でございます。

今回の補正につきましては、3月補正でございますので、事業費の確定あるいは確定見込みによります不用額整理が主な内容であり、説明欄に事業項目ごとに記載してございますので、出来る限り簡潔に説明させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。14頁をお開き願いたいと思います。

14頁歳出でございます。2款総務費1項2目、情報管理費。目内での予算の組み替えでございますが、13節委託料、町のホームページ運用保守委託料に不足が見込まれることから、決算において不用額が見込まれる需用費との振り替えを行っております。3目OA管理費。154万5千円の減額補正でございますが、13節委託料166万4千円の減は、障がい者福祉システム改修委託146千円の減につきましては、執行残整理でございます。財源につきましては国費、障がい者総合支援事業補助金16万円を減額致しております。母子保健情報連携システム改修委託料119万1千円につきましては、新規計上でございますが、マイナンバーを活用して転入転出先の自治体間においてお子さんが受ける検診や予防接種といった情報を把握できるようシステム改修を行うもので、運用開始は本年7月を予定しております。財源として国費、妊婦出産包括支援事業補助金79万4千円を計上致しております。社会保障・税番号制度システム改修委託料270万9千円の減につきましては、地方公共団体システム機構で管理するサーバーと住民記録をやり取りする

データ上の様式の変更～の経費でございますが、当初自治体負担としておりましたが、システム委託業者による負担において実施することとなったことから、予算全額を減額するものでございます。19節負担金補助及び交付金、地方公共団体情報システム機構負担金11万9千円の増につきましては、全国的にマイナンバーカード交付が増えていることから、各自治体の経費負担が増額となるものです。財源として国費、個人番号カード交付事業補助金を歳出同額11万9千円として計上致しております。財源欄、国費、社会保障・税番号制度システム事業費補助金161万6千円につきましては、歳出計上済みの地方公共団体情報システム機構負担金に対する財源として、新たに交付決定となったことから今回、補正計上致しております。6目、財産管理費126万5千円の減額、及び7目、庁舎管理費21万1千円の減額につきましては、執行残整理でございます。

15頁をお開き願いたいと思います。10目振興費、18万8千円の減額につきましても執行残整理でございます。12目自治振興費、8節報償費、名誉町民章36万1千円につきましては、先ほど同意第1号において、ご同意いただきました名誉町民に対し、名誉町民章を贈呈するための所要額について計上致しております。次に14目でございますが、目名を誤って自動車管理費と記載しておりますが、正しくは自動車学校費でございますので、訂正をさせて頂きたいと思います。大変申し訳ございません。14目、自動車学校費250万円の減額でございますが、13節指定管理委託料650万円の計上及び21節貸付金900万円の減額でございます。指定管理料につきましては、受講生の減少から経費節減に努めてきたところではございますが、年度末までの受講生の見込みで全車種で前年比32名の減、このうち主力である普通自動車受講生が、29名の減の見込みであり、収支不足が見込まれる650万円を計上するものでございます。貸付金につきましては、年度内の運転資金であり、執行残900万円を減額するものでございまして、財源貸付金元利収入を歳出同額の減額としております。16目、公共交通事業費24万9千円の減額につきましては、執行残整理と財源につきましては、決算見込みにより補正計上致しております。18目国際交流費100万円の減額につきましては、本年度のポートハーディからの訪問団来訪が中止となった事により、予算全額を減額するものでございます。

16頁をお開き願いたいと思います。19目、移住定住応援費272万2千円の減額補正は、移住コーディネーターの任用が本年1月となったことから、報酬活動経費について決算見込みにより減額とするものでございます。22目、光ファイバー管理費、14節使用料及び賃借料、電柱等使用料1万5千円の増につきましては、光ファイバー回線の新規開設等により、電柱の使用本数が増えた事により増額となるものです。

17頁をお開き願いたいと思います。25目、地域おこし協力隊活動費1,712万9千円の減額補正につきましては、現在5名の協力隊員に活動頂いておりますが、当初予算では新規を含め13名の協力隊員分を計上致しておりましたが、実際の活動頂いている人数に合わせ、報酬、活動経費について決算見込みにより減額とするものでございます。3項1目、戸籍住民基本台帳費、13節委託料、旅券交付申請等事務委託料3千円の増につきましては、深川市に委託しております、パスポート申請業務について、本町の申請者数が当初見込みを上回った事から、実績により増額するものでございます。

18頁をお開き願いたいと思います。4項2目、参議院議員選挙費106万2千円の減。3目、知事・道議会議員選挙費40万2千円の減。次に、19頁をお開き頂きたいと思いますが、4目、町長・町議会議員選挙費301万4千円の各減額補正につきましては、各選挙執行経費の負担額整理となっているものでございます。5項1目、統計調査費5万6千円の減額補正につきましては、農林業センサス調査委託金の決定による減額及び決定となった各執行経費の組み換えでございます。

20頁をお開き願いたいと思います。6項1目、監査委員費につきましては、今後の執行経費及び不用額を勘案し予算の組み替えを行うものでございます。3項民生費1項1目社会福祉費、28節操出金、国民健康保険特別会計操出金427万8千円の増につきましては、操出基準額の確定増及び国保特会における事業の決算見込みに基づき増額計上致しております。財源と致しましては、国保基盤安定対策等事業負担金として国費13万3千円の減、道費333万4千円の増を計上致しております。2目、高齢者福祉費、28節操出金、養護老人ホーム特別会計操出金97万9千円の増につきましては、本年度和風園で実施致しました、非常用発電機整備について、事業費、起債借入額の確定に伴い不足する額について、事業財源として繰り出しを行うものでございます。3目、介護支援費、28節操出金841万6千円の減額補正でございますが、介護保険特別会計操出金1,038万6千円の減は、介護給付費が4,200万円程度の減及び介護予防等の地域支援事業の減が主な要因でございます。特別養護老人ホーム特別会計操出金1,000万円の計上につきましては、介護報酬単価の減、長期入院者の増等による定員割れにより介護収入が減少しており、財源不足が見込まれる事から、一般会計からの政策的財政支援として操出を実施するものです。高齢者グループホーム特別会計操出金803万円の減は、昨年発生致しました灯油流出対策の財源として、一般会計から912万6千円の操出予算としておりましたが、対策経費の実績減及び経費の一部が保険適用となった事により実績として一般会計操出がスプリンクラー設置工事分を含め、177万8千円となった事から、差額分について減額するものです。

21頁をお開き願いたいと思います。5目、国民年金費18万7千円の増額補正

につきましては、9節旅費8千円の増は、国民年金事務制度の改正に伴う説明会出席旅費でございます。13節委託料、国民年金システム改修委託料17万9千円の増につきましては、年金届出様式を手書きからマイナンバーを活用した様式に変更するためのシステム改修経費でございます。財源として国費、国民年金事務費委託金を歳出補正同額の18万7千円計上致しております。7目、高齢者医療費、28節操出金、後期高齢者医療特別会計操出金61万円の減につきましては、事務費操出の決算見込みに伴い減額となるものでございます。8目、健康福祉総合センター費、15節工事請負費1,332万8千円の減につきましては、自家用発電機、非常用発電機でございますが、整備工事費の事業費確定に伴う減でございます。財源として、地方債、緊急防災・減災事業債でございますが、660万円。ふるさとづくり基金繰入金672万8千円をそれぞれ減額計上致しております。2項2目、子育て支援費、19節負担金補助及び交付金、認定こども園施設型給付費負担金205万1千円の増でございますが、昨年12月の第4回定例会においても、園児数82名として増額補正させて頂いておりますが、現在84名の園児が入園されており、2名の増及び昨年末に措置単価の増額改定が行われ、4月に遡って適用される事による差額、約70万を含み増額とさせて頂いております。財源として、子どものための教育・保育給付費負担金。国費74万1千円。道費40万4千円。北海道の単独制度である、多子世帯の保育料軽減支援事業補助金118万7千円。本町の保育料無償化事業財源として繰入れ計上しておりました、ふるさとづくり基金繰入金28万1千円の減額計上を致しております。5目、子育て交流広場費につきましては、目内での予算の組み替えでございます。11節需用費、光熱水費、電気料でございますが開設初年度であり、当初想定より電気使用量が伸びており、年度内必要額を算出し、増額補正として計上させて頂いておりますが、今後においても適正な温度管理に配慮しつつ施設管理コストの削減を図るため、時間、稼働箇所など運用方法の改善に努めてまいります。

22頁をお開き願いたいと思います。4款衛生費、1項2目健康推進費、13節委託料827万8千円の減額補正につきましては、各種健診委託料で287万6千円。各種予防接種委託料で540万2千円の減額となっております。両予算とも検診・受診者数の受診者の増を目指し、検診者等が増えても対応できるよう一定の余裕を持って予算措置を行っておりますことから年度内実績を見込み、今回減額補正とするものでございます。予防接種の主な要因と致しましては、日本脳炎で255万8千円の減。風疹、B型肝炎、高齢者肺炎球菌などで125万1千円の減となっております。財源につきましては、実績見込みにより道費補助金、基金繰入、個人徴収金をそれぞれ減額計上致しております。5目、母子保健費、13節委託料、妊婦健診委託料70万円の減額補正につきましては、年間出生人数を20人として予

算計上致しておりますが、実績を13名と見込み減額するものでございます。8目、沼田厚生クリニック運営費、1,645万5千円の減額補正につきましては、医師住宅整備及び旧クリニック解体事業に係る執行残整理でございまして、医師住宅整備は関係事務費を含め201万6千円の減、旧クリニック解体では、1,443万9千円の減となっております。財源につきましては、医師住宅整備に係る地方債、過疎債でございしますが270万円の減。同じく過疎債で、旧クリニック解体事業1,680万円の増につきましては、過疎債のソフト事業を申請してございまして、その発行額につきましては、現行予算では基本額のみを計上致してございましたが、上積み配分がされたことから増額計上するものでございます。ふるさとづくり基金繰入金77万7千円の増額につきましては、医師住宅整備に係る歳出及び起債発行額の確定により繰入れを増額するものでございます。

23頁をお開き頂きたいと思っております。9目、暮らしの安心センター費、15節、工事請負費77万6千円の減につきましては、自家用発電機整備工事費の入札執行残に伴う減額でございまして、財源につきましては、地方債、緊急防災・減災事業債でございまして、420万円の増。ふるさとづくり基金繰入金238万9千円の減。また、社会福祉協議会の運営状況を考慮し、施設管理負担金258万7千円を減額計上致しております。2項1目、清掃総務費、ディスプレイ設置助成金32万5千円の減につきましては、設置実績に基づく執行残整理となっております。3項1目、上水道施設費、上水道事業会計繰出金1,158万9千円の減につきましては、上水道事業会計において受託工事として実施致しました五ヶ山橋架け替え関連事業における一般会計負担分、1,100万9千円の減が主な要因となっております。6款農林水産業費、1項1目、農業委員会費、4節共済費、社会保険料3千円の増につきましては、毎月の納付額に変更が生じ、不足となる額を増額計上致しております。5目、道営施設等整備事業費につきましては、原野首工改修及び大枝の沢貯水池改修事業に係る地方債額の確定に伴う財源整理を行っております。

24頁をお開き願います。9目、農産加工場製造費937万円の減額補正につきましては、加工場製造運営に要する年度末までの所要額を見込み整理するものでございますが、商談を行ってございましたトマト製品などの受注生産品及び惣菜缶などについて、実受注数が予定数に至らなかった事により減額を行うものでございまして、16節原材料費、加工用原材料容器が513万2千円の減と今回補正の主な要因となっております。13目、就農支援実習農場運営費につきましては、製造出荷用の段ボール等、資材に不足が見込まれる事から、目内予算の組み替えを行うものでございます。

25頁をお開き願いたいと思っております。8款、土木費、1項2目、街路灯費31万2千円の減額補正につきましては、執行残整理を行うものでございます。2項1目、

道路橋梁維持費753万9千円の減額補正につきましては、事業費確定による執行残整理でございますが、財源につきましては、除雪機械導入事業財源としておりました社会資本整備総合交付金の交付決定額の減額により、地方債、過疎債を増額し財源措置を行っております。

26頁をお開き願いたいと思います。2目、道路新設改良費717万4千円の減額補正につきましても、事業費確定に伴う執行残整理でございますが、財源につきましては、道路橋梁維持費と同様に社会資本整備総合交付金の交付決定額の減により、地方債、過疎債を増額し、財源措置を行っているものでございます。

27頁をお開き願いたいと思います。3項1目、河川総務費62万1千円の減額補正につきましては、13節委託料3千円の増は、消費税率改定により、北海道の示す単価の増額改定によるものであり、15節工事請負費につきましては、事業完了による執行残整理でございます。4項1目、公共下水道費831万9千円の減額補正につきましては、下水道特別会計における、個別排水処理施設の設置戸数の減を主な要因として減額計上致しております。2目、公園費96万5千円及び3目、パークゴルフ場管理費2万円の減額補正につきましては執行残整理でございます。

28頁をお開き願いたいと思います。5項1目、住宅管理費272万2千円の減額補正につきましては、緑町公営住宅改修工事に係る事業費確定による執行残整理でございます。財源につきましては事業費減に伴い、国費、社会資本整備総合交付金を195万6千円を減額し、公営住宅使用料につきましては76万6千円を減額し、公債費財源として振り替え措置を行っております。9款、消防費、1項1目、消防施設費1,386万9千円の減額補正につきましては、沼田支署経費の執行残整理でございますが、前年度繰越金の整理で587万9千円の減、3年に1度行われる退職手当組合の納付金精算及び給料等の人件費整理、798万5千円の減が主な要因となっております。2目、防災費11万円の減につきましては、防災無線デジタル化実施設計業務の事業費確定による執行残整理でございます。財源につきましては、地方債で防災無線デジタル化及びトイレトレーラー整備に係る起債対象事業費の確定により各起債が増減となっております。

29頁をお開き願いたいと思います。10款、教育費、1項2目、事務局費17万4千円の減額補正につきましては、8節、報償費、謝金15万円の増は、本町に寄贈され、現在中学校に飾っております絵画が、経年により劣化しており、作成者の御親族の御厚意により補修をして頂ける事となったところではございますが、修復に係る材料費相当について、謝金として計上させて頂いております。9節、旅費2万4千円の増は、本年度は新型コロナ対策を含み、教育局が主催する会議が増加しており、今後予定される会議を見込み、不足額について増額計上させて頂いております。財源につきましては、ふるさとづくり基金を絵画補修経費財源として計上

致しております。2項、小学校費、1目、学校管理費80万円の増額補正につきましては、11節需用費、光熱水費、電気料でございますが80万円の増と大きな補正額となっておりますが、暖房に要する使用量の増が主な要因でございます。本シーズンは記録的な小雪ではございますが、本町の気温を昨年と比較すると、気温が低く推移しており2月の平均気温で0.5度低く、最低気温では7.8度も低いというような状態となっております。この様な事により、校舎全体の温度確保のため電気料に影響したものと推測しております。3目、スクールバス費307万4千円の減額補正につきましては、4節、共済費、社会保険料7千円の増は、保険料率の改定によるものでございます。7節、臨時職員賃金74万9千円の減につきましては、執行残整理、18節スクールバス購入費233万2千円の減につきましては、事業費確定による執行残整理でございます。財源につきましては、スクールバス購入財源として国費、へき地児童生徒援助費等補助金71万円の増は、対象事業費は減額となっておりますが、予算編成時において本補助金の近年における他町への交付実績に基づき危険分を考慮し、予算計上を行っておりましたが、基準額どおりの交付となった事から増額となるものです。また、地方債、過疎債でございますが、事業費確定補助金増により、220万円の減額となっております。4項2目、社会教育推進事業費87万6千円の減額補正につきましては、各事業完了による執行残整理であり、財源につきましても歳出実績に合わせ減額となっております。

30頁をお開き願いたいと思います。5目、化石レプリカ工房費23万4千円の減額補正につきましては、執行残整理となっております。8目、町民会館費437万4千円の減額補正につきましては、11節、需用費、燃料費で16万円。光熱水費、電気料でございますが、レプリカ工房が仮移転し、町民会館で作業を行っていることから、使用料増によるものでございます。15節、工事請負費、屋上防水及び音響設備工事について事業費確定に伴います執行残整理となっております。財源につきましては、15節工事請負費に財源充当しておりました、振興基金を歳出同額で減額計上致しております。5項2目、社会体育推進事業費14万3千円の減につきましても、執行残整理となっております。3目、体育施設費、町民体育館でございますが、89万2千円の増額補正につきましては、11節、需用費61万5千円の増は、少年団等の利用増により燃料費30万円、光熱水費、電気料でございますが19万円の増となっております。修繕料12万5千円の増につきましては、扉の開閉不具合から破損など、修繕を行うものでございます。18節、備品購入費。27万7千円の計上につきましては、町民体育館ロビーに設置しておりますFF式ストーブですが、経年劣化により不完全燃焼の発生。また、現在点火しない状態となっており、古い機器であり、交換部品も無い事から新たに購入を図るものでございます。4目、スキー場管理費129万3千円の増額補正につきましては、7節、

賃金27万5千円の増、11節、需用費、燃料費16万4千円。光熱水費、電気料でございますが15万円の増につきましては、ナイター営業の日数増、また平日営業日の増により増額となるものです。また、修繕料70万4千円の増につきましては、圧雪車のキャタピラー破損修繕に対応するものでございます。

31頁をお開き願いたいと思います。11款、公債費、1項1目、元金。23節、償還金利子及び割引料9,257万9千円の増額補正につきましては、平成28年度借入れの臨時財政対策債を繰り上げ償還する事として補正計上し、財源の一部として減債基金5,000万円の繰入を計上致しております。12款、諸支出金68万4千円の減額につきましては、各基金利子について、34頁19目、青少年スポーツ文化振興基金費まで、各目、区分ごとに増減補正を計上致しております。3枚お捲り頂いて、34頁をご覧頂きたいと思います。

34頁中段。13款、職員費、1項1目、職員費195万1千円の減額補正につきましては、2節、給料71万9千円の減。4節、共済費123万2千円の減額でございますが、職員の育児休暇及び退職手当組合精算に伴う減額でございます。8頁をお開き願いたいと思います。

8頁、歳入でございます。1款、町税。1項1目、町民税402万7千円の増額補正につきましては、個人及び法人の現年度課税分の補正でございまして、調定額から決算見込み額を算出し、補正計上致しております。法人税割につきましては、全体的な功績好調により462万円の増とみております。2項1目、固定資産税、1節、現年課税分509万8千円の減につきましては、北海道沼田開発の固定資産税減免によるものが主な要因となっております。3項1目、軽自動車税17万6千円の減額補正につきましては、登録台数の減によるものです。12款、地方交付税5,960万1千円を減額するものでございます。今回提案しております、歳出予算に特定財源等を充当し、地方交付税を減額致しまして収支の均衡を図ったものでございます。15款、使用料及び手数料、1項1目、総務使用料49万円の増額につきましては、1節、町営バス使用料及び、2節、乗合タクシー使用料につきましては、乗車実績による決算見込みによりそれぞれ増額しております。

9頁をお開き願いたいと思います。16款、国庫支出金。1項1目、民生費国庫負担金60万8千円の増額補正でございますが、3節、国保基盤安定対策事業負担金13万3千円の減につきましては、歳出3款、民生費でご説明申し上げました、国保特別会計操出金に対する対象分の減によるものでございます。4節、児童保護費負担金74万1千円の増につきましては、歳出3款でご説明申し上げました、認定こども園の園児数増などに対応する国費歳入の増でございます。2款1目、総務国庫補助金173万5千円の増額。2目、民生費国庫補助金16万円の減額。3目、衛生費国庫補助金79万4千円の増額につきましては、2款、総務費でご説明申し

上げました、OA費における各システム改修財源として歳入するものでございます。5目、土木費国庫補助金4,007万5千円の減額補正でございますが、1節、道路橋梁費補助金3,811万9千円の減額につきましては、8款、土木費でご説明申し上げました道路事業、北竜幹線恵北橋、幌新ダム線堰堤橋、除雪ロータリー導入に係る交付決定額に合わせた減。2節、住宅費補助金195万6千円の減額につきましては、緑町公営住宅改修事業及び公営住宅家賃減免分補助の実績を計上してございます。6目、教育費国庫補助金71万円の増額補正につきましては、10款、教育費でご説明申し上げました、スクールバス購入事業として歳入するものでございます。3項1目、総務費委託金106万2千円の減額補正につきましては、参議院議員選挙費、選挙執行経費の執行残整理によるものでございます。2目、民生費委託金18万7千円の増額補正につきましては、国民年金申請に係るシステム改修事業財源として歳入するものでございます。10頁をお開き願いたいと思います。

(終了時間延長の宣告)

○議長（小峯聡議長）総務課長。ちょっと一旦、中断して下さい。5時前ですけども、会議時間の延長について申し添えます。本日の会議は、議事の都合により、予め延長する事と致します。続けて下さい。

○総務財政課長（前田昌清課長）10頁をご説明させていただきます。17款、道支出金、1項1目、民生費道負担金373万8千円の増額補正につきましては、国費でもご説明申し上げましたが、国保特別会計繰出金及びこども園運営負担金の財源として歳入するものでございます。2項2目、民生費道補助金118万7千円の増額補正につきましては、3款、民生費でご説明申し上げました認定こども園負担金の財源とするものでございますが、施設を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化とする北海道単独事業でございます。3節、衛生費道補助金10万5千円の減額補正につきましては、4款、衛生費でご説明申し上げました検診事業の歳出補正減に合わせ、減額計上するものでございます。3項1目、総務委託金42万5千円の減額補正につきましては、各節事業費及び交付決定額に基づき補正計上致しております。

11頁をお開き願いたいと思います。18款、財産収入、1項2目、利子及び配当金68万4千円の減額補正につきましては、歳出12款、諸支出金と連動致します各基金利子の歳入補正でございます。2項3目、生産物売払収入937万円の減額補正につきましては、農産加工品売払い収入の減でございますが、当初予算及び年度内補正において、販売先との商談状況を基に予算について議決を頂いておりましたが、実受注数が先方の販売状況により予定数に達せず、結果として減額計上さ

せて頂くものです。

12頁をお開き願います。20款、繰入金2, 855万4千円の増額補正につきましては、歳出でご説明申し上げました、基金充当事業の事業費確定に伴う減額及び臨時財政対策債の繰り上げ償還の一部財源として、減債基金の繰入実行について繰り上げ計上してございます。22款、諸収入3項1目、沼田開発公社貸付金元利収入900万円の減額補正につきましては、歳出2款、自動車学校費でご説明申し上げました、歳出補正額と同額減額致してございます。4項5目、雑入323万1千円の減額補正につきましては、3節、暮らしの安心センター管理負担金の社会福祉協議会負担金について、減額とするものでございます。また、5節、各種検診等収入、11節、社会教育事業等受講料、14節、雑入につきましては、実績により減額するものでございます。

13頁をお開き願いたいと思います。23款、町債3, 620万円の増額補正でありますが、歳出でもご説明申し上げました、各事業費及び補助財源の確定に伴いまして、町債を補正計上するものでございます。

4頁をお開き願いたいと思います。4頁中段でございます。第2表、地方債補正、変更でありますが、記載しております15事業について、発行額の確定により変更するものでございます。以上申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、上野議員。

○8番議員（上野敏夫議員）8番、上野です。頁数は、25頁なんですけど、除雪ロータリーの残ということで、これはおそらく、ほろしん温泉にあった除雪ロータリーをナラサキが持って行ったと思うんですけど、その事については、下取りというのは、もう使えなくなったのだと思うんですけど下取りが、もしかこの残の中で、含まれているのか、その辺の除雪ロータリーの内容をお知らせ頂きたいと思います。

○議長（小峯聡議長）はい、建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）はい、ここでいう593万2千円の減額でございますけれども、これにつきましては、あくまでも新車を購入した時の当初の予算からの執行残ということで整理させて頂いてございます。で、その幌新、昔あった古いドーザーについては、売払いということで、雑入で収入で受けているところでございます。

○8番議員（上野敏夫議員）はい、分かりました。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。はい、畑地議員。

○2番議員（畑地誉議員）2番、畑地です。農産加工の事について、ちょっとお伺いしますが、先ほど937万円の補正の内訳の中で、製造する売り先が、製

造っていか売先が、商談が中々まとまらないという話しも聞いたんですけども、まあ農産物なので、年間の採れる量っていうのは色々変動あるかと思うんですけども、原材料自体が十分にあって、売先が無かったのか、それとも売先のオーダーが、例えばここで瓶とか容器とか色々書いてあると思うんですけども、そういったニーズが少なかったのか。その辺、詳しく教えて頂きたいんですが。

○議長（小峯聡議長）はい、課長。

○農業推進課長（瀧本周三課長）今ほどのですね、ご質問のありました内容につきまして回答させていただきますが、まず原材料については、まず「夏の旬」トマトジュースに限りますけども、「夏の旬」については310tの契約に対して260tの収量があったと、それに基づきましてジュース加工を行ったり、ピューレにしたりしながらですね、商品を作っていく訳ですけども、その中でたまたま例年、近年そうなんですけども、トマトジュースについては、春先に評判が良く売り切れてしまう。そのような状態が続いたことから、大手の所ですね、棚について一部、取れなかった所があります。そういう事が伴って、数100万のですね、販売の減少が行った事があります。また、もう一つ要因としましては、ふるさと納税について、例年、昨年度についてはトマトが、たまたま190t程の収量しかなくて、それに対して今回、310tでの見込みという事もありまして、ある程度納税での販売も見込んでおりましたが、若干納税の実績自体もですね下回った事から、大きく収入の減となったところでございます。以上です。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第11。議案第3号。令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園長。

○和風園園長（安念昌典園長）はい。議案第3号。令和元年度沼田町養護老人ホー

ム特別会計補正予算について。令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年3月11日提出。町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第4号の1頁をお開き下さい。令和元年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第4号。令和元年度沼田町の養護老人ホーム特別会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,627万1千円と定める。2項については省略させていただきます。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和2年3月11日提出。町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

○和風園園長(安念昌典園長)以上、説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(渡邊敏昭議長)日程第12。議案第4号。令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長(森田秀幸園長)はい。議案第4号。令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年3月11日提出。町長名でございます。別冊、令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第4号の1頁をお開き願ひします。令和元年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算第4号。令和元年度沼田町の特別養護老人ホーム特別会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

れ5.63万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億8,318万6千円と定める。2項については省略致します。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。令和2年3月11日提出。町長名でございます。7頁をお開き願います。

(「説明省略」の声あり)

○旭寿園園長(森田秀幸園長) ご審議の程、宜しくお願ひ致します。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(小峯聡議長) 日程第13。議案第5号。令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。施設長。

○施設長(森田秀幸施設長) はい。議案第5号。令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算について。令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年3月11日提出。町長名でございます。別冊、令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算第3号の1頁をお開き願います。令和元年度沼田町高齢者グループホーム特別会計補正予算第3号。令和元年度沼田町の高齢者グループホーム特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ489万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4,736万5千円と定める。2項については省略致します。令和2年3月11日提出。町長名でございます。6頁をお開き願います。

(「説明省略」の声あり)

○施設長(森田秀幸施設長) ご審議の程、宜しくお願ひします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

せんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長） 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長） ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長） 日程第14。議案第6号。令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長） はい。議案第6号。令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年3月11日提出。町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算第4号、1頁をお開き頂きたいと思っております。令和元年度沼田町介護保険特別会計補正予算第4号。令和元年度沼田町の介護保険特別会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,393万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億6,324万8千円と定める。2項を省略致します。令和2年3月11日提出。町長名でございます。

9頁をお開き頂きたいと思っております。歳出から説明を致します。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費19万5千円の減額は、13節委託料、介護保険システム改修委託料の執行残1万3千円を減額するものです。19節負担金補助及び交付金18万2千円の減額は、国保連合会へ負担をしています介護系システムのパソコン機器の更改による執行残を減額するものとなっております。3項1目、介護認定審査会費9万9千円の減額につきましては、12節手数料、介護認定継続する場合の主治医意見書の件数が減少していることに伴い残額を減額補正するものです。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護給付費3,297万7千円の減額補正につきましては、介護給付費負担金の施設入所が減少していることに加え、介護療養型医療施設の利用が、見込み数より少なかったことから、施設サービス給付費が減少しており、実績を見込み減額とするものです。

10頁をお開き頂きたいと思っております。2目介護予防給付費245万3千円の減額

ですが、要支援認定を受けた介護予防サービスの利用が減少した事により、実績を見込み減額とするものです。3目、審査支払手数料。次の2項1目高額介護サービス費、3項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、歳入の国庫負担金等の減額に伴い、財源を補正するものでございます。4項1目、特定入所者介護サービス費718万5千円の減額補正ですが、施設における食費、居住費の減額を受けることが出来る限度額認定者の対象者が、見込みより少なかったという事で実績を見込み減額とするものです。

11頁をお開き頂きたいと思えます。3款1項、基金積立金。1目介護給付費準備基金積立金72万8千円の増額補正につきましては、歳入において支払基金から交付を受ける地域支援事業交付金の過年度分収入があったことから、74万円を基金に積み立て、基金利子については1万2千円を減額する事としております。4款、地域支援事業費。1項1目、介護予防生活支援サービス事業費176万2千円の減額ですが、介護予防生活支援サービス事業として行っております介護支援ボランティア事業の参加者の見込みが、見込みほど増えなかった事から報奨金の13万4千円を減額すると共に一般介護予防事業による講師招聘が見込んだ回数より少なかった事によりまして、謝金4万円を減額するものです。13節、委託料5万4千円の減額補正につきましては、高齢者サロン事業者につきまして、委託する予定でございましたものを都合により、直営にして実施した事によりまして、全額を減額しているものです。19節、負担金補助及び交付金153万4千円の減額につきましては、総合事業対象者が見込み数より少なかった事から、介護予防・日常生活支援サービス費負担金を減額とするものです。

12頁をお開き頂きたいと思えます。2目の介護予防ケアマネジメント事業費については、財源について・・・

(「説明省略」の声あり)

○保健福祉課長(黒田美和課長) ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第15。議案第7号。令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第7号。令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年3月11日提出。町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第2号、1頁目をお開き頂きたいと思っております。令和元年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。令和元年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,533万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8,816万5千円と定める。2項を省略致します。令和2年3月11日提出。町長名でございます。

今回の補正につきましては、実績を見込み補正とするものです。歳出から説明致します。7頁をご覧いただきたいと思っております。1款総務費、1項1目、一般管理費、委託料の共同電算処理委託料のレセプト件数。実績を見込み、不足分を増額とし、旅費の同額を減額とするものでございます。2款1項、保険給付費。1目、療養諸費4,500万円の減額補正につきましては、当初予算において、過去3年間の医療費を推計し計上しておりますが、医療費が減少しており、実績を見込み今回減額するものでございます。2目、高額療養費500万円の減額補正につきましては、高額となる疾病患者数を推測し、予算計上したのですが、療養諸費と同様に、実績を見込み、減額とするものです。4目、出産育児諸費42万円の増額につきましては、出産育児一時金1件42万円を今年度の被保険者の出産を見込み増額とするものです。

8頁をお開き頂きたいと思っております。6款1項、保健事業費。1目保健衛生普及費10万円の減額は、高齢者65歳から74歳までになりますが、インフルエンザ予防接種助成金を実績によって不用額を減額とするものです。7款1項1目、基金積立金3万3千円の減額補正につきましては、基金利子積立金を減額とするものです。9款1項1目、予備費437万8千円の増額補正ですが、歳入、保険基盤安定繰入金を増額収入に伴いまして予備費に計上し、収支の均衡を図るものです。次年度に繰り越し、財源に充てる予定となっております。

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（黒田美和課長）ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第16。議案第8号。令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）はい。議案第8号。令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年3月11日提出。町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、1頁をお開き頂きたいと思います。令和元年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号。令和元年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条・・・

（「説明省略」の声あり）

○保健福祉課長（黒田美和課長）ご審議の程、お願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第17。議案第9号。令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）はい。議案第9号。令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年3月11日提出。町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町公共下水道特別会計第3号の1頁をお開き下さい。令和元年度沼田町公共下水道特別会計補正予算第3号。令和元年度沼田町の公共下水道特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,241万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億8,689万6千円と定める。2項を省略させていただきます。地方債の補正。第2条。地方債の変更は、第2表地方債補正による。令和2年3月11日提出。町長名でございます。

今回の補正につきましては、令和元年度に実施致しました下水道及び個別排水処理施設事業に関わります執行残を整理するものでございます。7頁をお開き下さい。

（「説明省略」の声あり）

○建設課長（村中博隆課長）ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第18。議案第10号。令和元年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）はい。議案第10号。令和元年度沼田町水道事業会計

補正予算について。令和元年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和2年3月11日提出。町長名でございます。別冊の令和元年度沼田町水道事業会計補正予算第3号の1頁をお開き願います。令和元年度沼田町水道事業会計補正予算第3号。第1条、令和元年度沼田町の水道事業会計の補正予算第3号は次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。以下、お目通し頂き、省略させて頂きます。令和2年3月11日提出。町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

○建設課長(村中博隆課長)ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長(小峯聡議長)説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(一括議案の提案)

○議長(小峯聡議長)日程第19、予算等審査特別委員会の設置についてを議題といたします。この際、条例の制定・改正に関わる議案3件、日程第22、議案第12号、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議案第14号、沼田町企業立地促進条例の一部を改正する条例について、日程第24、議案第15号、沼田町学童保育所条例の一部を改正する条例についてと、令和2年度予算案、日程第25、議案第16号、令和2年度沼田町一般会計予算についてから、日程第33、議案第24号、令和2年度沼田町水道事業会計予算についてまでの9件。合わせて12件を一括して議題に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長)ご異議なしと認めます。よって、条例の制定・改正3件と令和2年度予算9件、合わせて12件を一括して議題と致します。お諮り致します。

この際、議案の朗読を省略し議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査する事に致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査する事に決しました。お諮り致します。只今設置されました予算等審査特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例第8条第2項の規定に関わらず議長から指名する事に致したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって正副委員長は、議長から指名する事に決しました。それでは議長から指名を致します。委員長に1番鶴野議員。副委員長に5番篠原議員を指名致します。お諮り致します。只今、指名した2名を正副委員長を決定する事に、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長(小峯聡議長) ご異議なしと認めます。よって予算等審査特別委員会の正副委員長は議長指名の通り決しました。

○議長(小峯聡議長) 日程第20、議案第11号。沼田町付属機関設置条例についてを議題といたします。提案の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長(前田昌清課長) 議案第11号。沼田町付属機関設置条例について。沼田町付属機関設置条例を提出する。令和2年3月11日提出、町長名でございます。提案説明をさせていただきます前に、提案致しております条文に誤字がございましたので、訂正をさせていただきますと思ひますが、1頁をお捲り頂き、上から2行目、「3. 前2項の委員等は、」の次に「学歴経験のある者」とございますが、正しくは「学識経験のある者」でございますので、訂正をさせていただきますと思ひます。申し訳ございません。1頁お戻り頂き、沼田町付属機関設置条例。条文の朗読を省略させていただきますして、提案理由を説明させていただきます。地方公務員法3条3項において分類する特別職非常勤職員について、平成29年5月17日交付の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、執行機関の付属機関である委員及び委員会の構成員である旨を地方自治法第138条の4、第3項に基づき条例で定めることが必要とされたことから、今回新たに本条例を制定しようとするものであります。2枚お捲り頂き、別表第1をご覧ください。別表第1では、法律の趣旨に基づき委員会などの性格から首長に対し答申する機関であると判断され、本町において条例の定めが必要となる現行設置の6機関を定めており、下段、別表第2では、計画の策定などに関する協議会などが今後において設置される場合においても対応す

る類型ごとの付属機関が設置できるよう合わせて定めるものでございます。施行時期につきましては、令和2年4月1日としております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、上野議員。

○8番議員（上野敏夫議員）8番、上野です。定数が結構書かれているんですけど、こっだけ生徒っていうか親が少ない中で、この定数を満たさなくていいんだけど、そうするとダブる方がいると思うんですけどね、その任命については、役職も、全部ダブっていいのか、その辺の任命の仕方をちょっとお聞かせ下さい。

○議長（小峯聡議長）はい、総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）はい、別表第1で、それぞれ機関、定数を定めておりますが、重複する事には問題ございません。重複しても大丈夫です。

○8番議員（上野敏夫議員）分かりました。

○議長（小峯聡議長）他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（小峯聡議長）日程第21、議案第13号。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（前田昌清課長）議案第13号。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を提出する。令和2年3月11日提出、町長名でございます。職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。条文の朗読を省略させて頂きまして、提案理由を説明させて頂きます。本年4月1日から、会計年度任用職員に任用される者については、公務員の任用と同様に全体の奉仕者として、守秘義務、職務専念義務、信用失墜行為の禁止などの服務規程が適用される事から、これら服務条件に同意す

る宣誓について、会計年度任用職員に係る取扱いに係る条文を追加するものです。施行時期につきましては、令和2年4月1日としております。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第13号は、原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（散 会 宣 言）

○議長（小峯聡議長）以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで、散会いたします。ご苦勞様でした。

17時39分 散会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長 小峯 聡
署名議員 爲野 範之
署名議員 畑地 啓